令和９年度

区公式サイト

保育利用案内

＜認可保育園（保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育部分））など＞

令和８年１０月発行

保育利用申請をされる前に必ずお読みください。

利用申請の手続きのほか、入園後の手続きについても、重要事項を記載しています。
入園後もご活用ください。

もくじ

第１章 認可保育園と「保育の必要性」の認定・・・・・ 1～ 3 ページ

第２章 認可保育園の利用時間・・・・・・・・・・・・・ 4～ 5 ページ

第３章 認可保育園の申請方法とスケジュール・・・・・ 6～14 ページ

第４章 認可保育園一覧（令和９年４月１日現在）・・・ 15～21 ページ

第５章 認可保育園の利用調整・・・・・・・・・・・・・ 22～28 ページ

第６章 入園後の手続きと保育料・・・・・・・・・・・・ 29～34 ページ

第７章 認可外保育施設とその他制度・・・・・・・・・・ 35～39 ページ

北区子ども未来部保育課入園相談係（第一庁舎２階１番窓口）

〒114-8508　東京都北区王子本町１丁目 15 番 22 号
TEL　03-3908-9129　FAX　03-3908-9283
（開庁日の午前８時 30 分～午後５時）

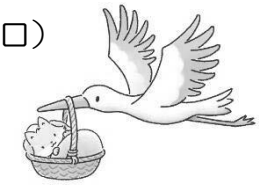

申請締切日直前は、窓口・電子申請が**大変混雑**します！！

- 締切日直前は窓口が混雑し、**最大待ち時間が 200 分程度**となる場合があります。
- 締切日直前は申請件数が増加し、**申請書類に不備・不足がある場合の連絡が遅れる可能性があります。**
- 締切日直前に申請を行い、**申請書類に不備・不足があった場合、追加書類の提出が間に合わず、利用調整で不利になることがあります。**
- 締切日直前は**電話も混み合い、つながりにくい状況が発生することがあります。**余裕をもってご相談ください。
- 窓口申請、電子申請、電話相談の混雑緩和にご協力をお願いいたします。

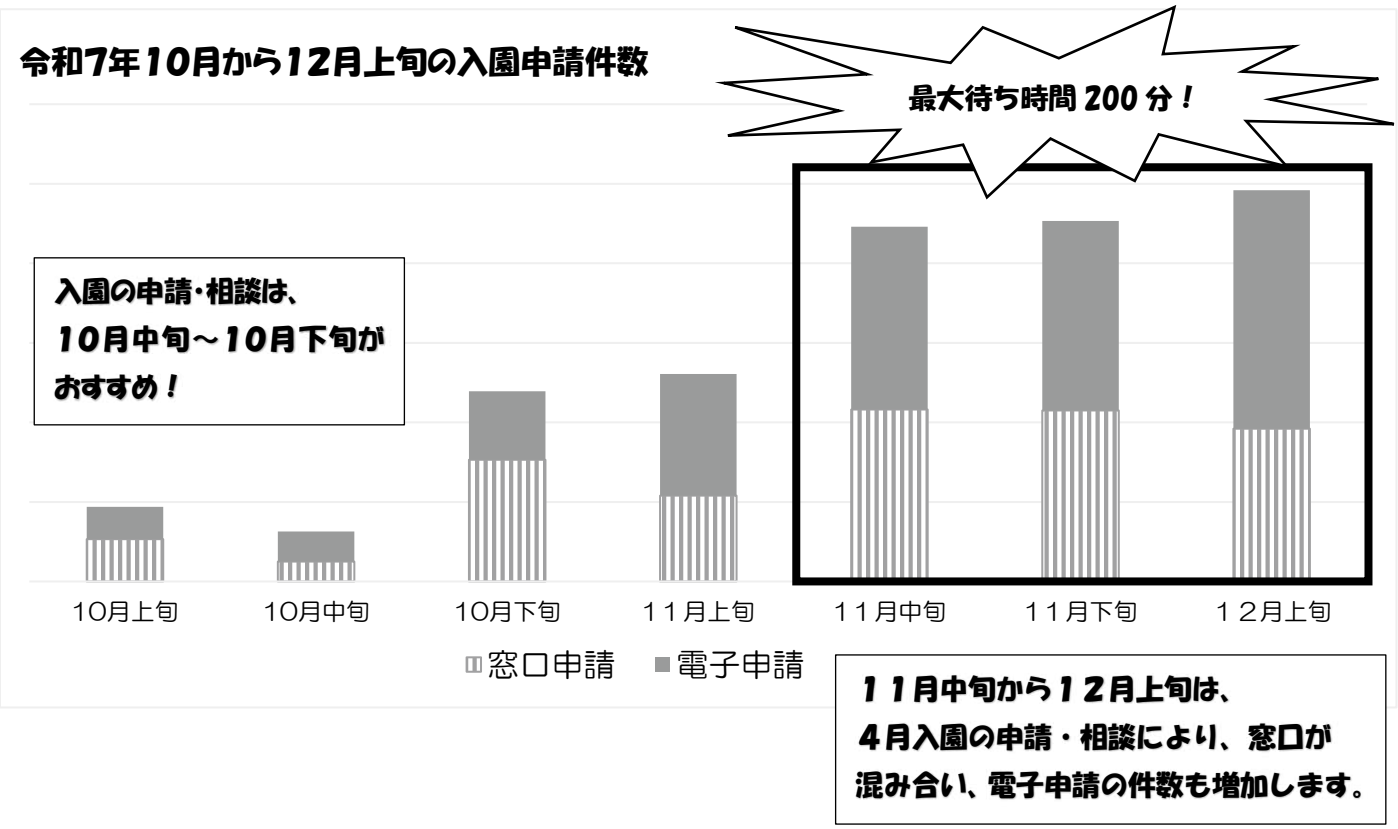

Memo

第１章 認可保育園と「保育の必要性」の認定

認可保育園の種類

保育園とは、保護者の就労や病気などで、お子さんの保育を必要とするときに、保護者に代わって保育するための**児童福祉施設**です。認可保育園は、施設の広さや保育士等の職員数、給食設備・防災管理等の国の設置基準を満たしている施設です。認可保育園の利用には、保育課入園相談係へ利用（認定）申請が必要です。

認可保育園には、**保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）・認定こども園（保育部分）**があります。各施設の特徴や保育の運営方針等の違いは、下表のとおりです。

認可保育園の種類		施設運営の類型	設置	運営
保育所	保育の必要性が認定されたお子さんを保護者の代わりに保育し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように子育てを支援する施設です。	公設公営	区	区
		公設民営(指定管理)	区	民間
		私立	民間	民間
地域型保育事業	**保育所**と目的は同じで、主に０～２歳クラスのお子さんを受け入れます。少人数できめ細やかな保育を実施し、以下の４つに区分されます。	私立	民間	民間
小規模保育事業所	19 名以下の少人数のお子さんを保育する施設です。			
事業所内保育事業所	会社の事業所内にある保育施設で、地域枠として従業員のお子さんと一緒に保育します。			
家庭的保育事業所	保育者の居宅等で家庭的な雰囲気のもと、3～5 名を保育する施設です。			
居宅訪問型保育事業	個別の医療的ケアが必要なため集団で保育が難しい場合に、お子さんの自宅に保育者を派遣して１対１の保育を実施します。保育事業運営者への事前相談が必要です。詳しくは 18 ページをご覧ください。			
認定こども園（保育部分）	幼稚園と保育園を組み合わせた教育と保育を一緒に行う施設です。幼稚園枠のお子さんと保育園枠のお子さんが同じクラスで過ごします。	公設公営	区	区
		私立	民間	民間

	公設公営	公設民営(指定管理)	私立
保育運営	区立保育園の基本理念に基づき、各園で特色ある保育を運営	区立保育園の運営を基本に、指定管理者に選定された法人等が特色ある保育を運営	民間法人の基本理念に基づき、各園で特色ある保育を運営
保育士	北区の職員	法人が採用した職員	
保育料	無償化により０円		
月ぎめ延長保育料	世帯の住民税により決定		施設により異なる
スポット保育料	時間内スポット：300 円/回　時間外スポット：400 円/時間		施設により異なる
諸経費	不要		保育料とは別にかかる場合あり
給食献立	全園共通	園または法人ごとに異なる	
給食費	一部施設を除き、すべてのクラスで無償（子育て支援として、北区が公費で負担）		

※月ぎめ延長保育料・スポット保育料は、無償化の対象外のため、利用実績等に応じた延長保育料のお支払いが必要です。

北区内の認可保育園の定員や入園可能月齢、施設の所在地等の詳しくは 15～21 ページ「第４章 認可保育園一覧（令和９年４月１日現在）」をご確認ください。

クラス

認可保育園では、４月１日時点の年齢で、その年度（４月１日～翌年３月 31 日）のクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えて年齢が変わっても、クラスは変わりません。また、０歳クラスに関しては、保育施設により入園可能な月齢が異なります。詳しくは 15～21 ページをご確認ください。

認可保育園が利用できる方

認可保育園は、保護者の就労、妊娠・出産、病気や障害など、**お子さんを自宅で保育できない事情（保育の必要性）がある方のみ利用申請できます。**集団生活をさせたいなどの理由では、認可保育園の利用申請はできません。

保育園や幼稚園では、お子さんをお預かりするために多くの経費がかかっており、この経費の一部を区の公費で負担しています。このため、北区では、公費の二重給付（一人のお子さんに対して保育園と幼稚園の二つの経費を負担すること）を避けるため、**認可保育園と幼稚園の両方に在籍することを認めていません。**

既に幼稚園に在籍されているお子さんで、幼稚園の長期休業期間中等を理由に保育を希望される場合は、37ページ「その他の制度」の一時預かり保育等をご利用ください。

「保育の必要性」の認定と認定申請

「保育の必要性」の認定には、お子さんの年齢と利用を希望する施設等に応じて、下表の３つの区分があります。１号認定は教育施設の利用者が対象です。１号認定の申請については、対象の施設へ直接お問い合わせください。認可保育園を利用するためには、保育課入園相談係へ認定申請し、２号または３号認定を受ける必要があります。

認定区分	利用先施設	要件
1号認定	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	「満３歳以上」で、「教育」を希望する子ども
2号認定	保育所・認定こども園（保育部分）	「満３歳以上」で、「保育」を希望する子ども
3号認定	保育所・地域型保育事業 （小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠） ・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）	「満３歳未満」で、「保育」を希望する子ども

認定申請する場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」と必要書類（8ページ「2.保育を必要とすることを証明する書類」参照）を保育課入園相談係へご提出ください。

「保育の必要性」は月単位で認定します。認可保育園の利用申請の場合は、入園希望月の申請締切日（7ページ参照）までに他の必要書類と一緒にご提出ください。**認可保育園の利用申請以外の理由で認定申請をする場合は、認定希望月の前月末までにご申請ください。**

認定申請に必要な書類をご提出いただいてから原則１カ月以内に認定審査を行い、認定を受けた方に「支給認定証」を交付します。２号認定は小学校就学前、３号認定は満３歳の誕生日の前々日までが「支給認定証」の有効期間です。ただし、保育を必要とする理由がなくなり、認定の事由に該当しなくなった場合は、その認定の事由に該当しなくなった時点までが「支給認定証」の有効期間となります。

３号認定から２号認定への切替えの際は、改めて申請が必要です。ただし、認可保育園に在籍のお子さんについては、北区から改めて２号認定の支給認定証を交付しますので、申請は不要です。

認可保育園の利用申請では「保育の必要性」を認定後、利用調整を行い、内定する保育園を決定します。「保育の必要性」に関する認定審査と認可保育園の入園に関する利用調整は、それぞれの基準に基づき行いますので、**認定証が発行されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。**認可保育園の利用調整については22～28ページ「第５章 認可保育園の利用調整」をご覧ください。

就労時間の変更や退職による求職活動を行う場合等、認定申請後に保育を必要とする理由や保育必要量に変更が生じた場合、再度認定申請が必要です。ただし、**認定事由と保育必要量をさかのぼって変更することはできません**ので、変更を希望する月の前月末までに認定申請が必要です。

35ページ「認可外保育施設とその他制度」の一部事業について、「幼児教育・保育の無償化」を受ける場合は、必ず利用前に各申込み先へ必要書類を提出し、各申込み先から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。詳しくは、35ページ以降をご確認ください。

保育必要量と保育を必要とする理由

お子さんの「保育の必要性」の認定には、保護者全員の保育を必要とする理由が必要です。保護者全員の保育を必要とする理由やその状況に応じて、下表のとおり、保育必要量（保育施設を利用できる時間の上限）や認定の有効期間が異なります。

保育必要量の区分には保育施設の利用時間が最大８時間の「保育短時間」と利用時間が最大１１時間の「保育標準時間」があります。ただし、下表の保育を必要とする理由で「保育標準時間」を申請できる場合でも、保護者のいずれかが「保育短時間」の利用時間で保育園の送迎が間に合う場合には、「保育短時間」での認定となります。

保育を必要とする理由		保育必要量	認定の有効期間
就労	保護者が月 48 時間以上の就労をしている場合	保育標準時間 または 保育短時間	就学前まで
求職活動	保護者が就労未定で求職活動をしている場合	**保育短時間**	認定月から３カ月間
妊娠・出産	保護者が出産する場合	保育標準時間 または 保育短時間	申請時点での出産予定月と その前後２カ月を含む最大５カ月間
疾病・障害	保護者が疾病や負傷、または心身に障害があるためにお子さんの保育が困難である場合	保育標準時間 または 保育短時間	就学前まで
看護・介護	保護者が病気や障害のある同居親族等を常時介護・看護している場合	保育標準時間 または 保育短時間	就学前まで
災害復旧	保護者が被災等による家屋の損壊、災害の復旧で家庭保育が困難である場合	保育標準時間 または 保育短時間	就学前まで
就学・職業訓練	保護者が学校や職業訓練校に通学する場合	保育標準時間 または 保育短時間	就学・職業訓練の 終了予定月の末日まで
育児休業（在園児特例）	認可保育園の在園期間中に、新たに生まれたお子さんの育児休業を取得する場合 **※すでに認可保育園に在籍しているお子さんに限ります。**	**保育短時間**	育児休業対象のお子さんが 満２歳に達する年度末の翌月末まで
その他	虐待や DV 等、明らかに家庭での保育が困難であると認められる場合	保育標準時間 または 保育短時間	事由が生じている期間

「求職活動中」および「育児休業（在園児特例）」は「保育短時間」での認定となります。「育児休業」の認定については３０ページ「在園児特例」をご覧ください。

採用予定や育児休業からの復帰予定等、将来または保育の利用を開始する時点で保育を必要とする理由が生じる場合でも、認定申請および認可保育園の利用申請をすることができます。ただし、就労開始や職場復帰等、保育を必要とする理由が生じた後に、「保育の必要性」の確認のため、必要書類を改めて提出する必要があります。

認可保育園の利用申請の提出期限までに保育を必要とする理由を証明する書類の提出がない場合、書類の提出が確認できるまで「求職活動」として暫定的に認定します。なお、認定申請後、ご提出いただいた証明書の記載事項の確認等、必要に応じて、職員がご自宅や職場に電話をすることがあります。

第２章 認可保育園の利用時間

利用時間と保育時間

開園時間は一部保育施設を除き、午前７時 15 分から午後６時 15 分の 11 時間です。区立園（公設公営）以外では、０歳児保育の利用時間など、園により異なる場合がありますので、各園に直接お問い合わせください。なお、交通安全や近隣住民への配慮のため、自動車での送迎はご遠慮ください。

保育時間とは「保育必要量」によって決まる最大利用時間で、下表の二つの区分があります。認定を受けた保育必要量の保育時間を超えてお子さんをお預かりする場合は、時間内スポット保育料または時間外スポット保育料が発生します。**なお、延長保育を行っていない園は閉園後利用できません。開園時間内の利用を厳守してください。**

利用時間とは登園からお迎えまでの実際に利用する時間で、午前 8 時 30 分からおおむね８時間が基本です。利用時間は、就労時間や通勤時間を考慮して認定した「保育必要量」の範囲内で、実際の就労状況などを確認のうえで内定後に決定します。ただし、**お子さんの育成上の配慮の観点から、保育標準時間の認定であっても、８カ月未満のお子さんの利用時間は、午前８時 30 分から午後４時 30 分までの範囲内です。**

保育必要量	保育時間（利用できる時間の上限）
保育標準時間	１日最大１１時間（開園時間の内、おおむね８時間が基本） 通常、開園時間内の利用ですが、延長保育実施園では開園時間以降も利用する場合は利用料金が発生します。
保育短時間	１日最大８時間（午前８時３０分から午後４時３０分までの間） ８時間を超えて利用する場合、利用料金が発生します。

※ **家庭的保育事業所の保育時間は午前８時 30 分～午後４時 30 分の最大８時間です。**

※ 「神谷」「浮間さくら」「志茂つくし」「サンライズキッズ保育園北区園 」「ちいはぐ・十条」「キッズパオ王子あおぞら園」「正光寺保育園 板橋駅前園」「ヤクルト赤羽」「ヤクルト西ヶ原」、および私立認定こども園の保育時間については午前７時 30 分～午後６時 30 分の最大 11 時間です。

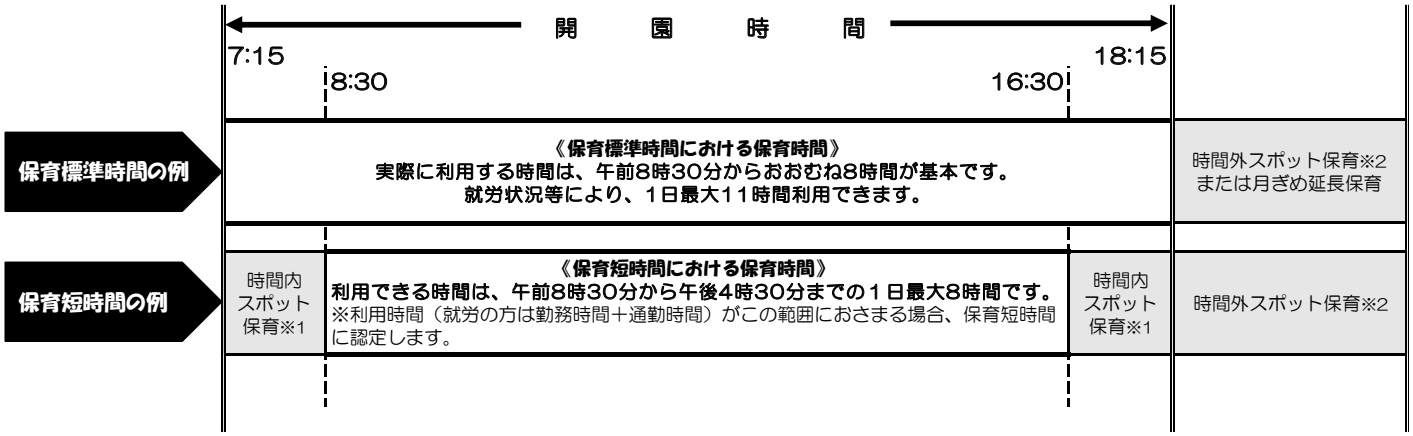

※1　区立保育園の場合、1回あたり300円（同じ日に朝と夕方両方利用した場合600円）
※2　区立保育園の場合、1時間あたり400円

慣れ保育について

入園当初から慣れない環境で一日過ごすことは、お子さんにとって大変な負担になります。お子さんの負担軽減のため、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは実際の利用時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。慣れ保育の期間は、お子さんにより個人差があります。転園の場合も同様に慣れ保育を行います。

時間内スポット利用 ～「保育短時間」の方～

「保育短時間」の認定を受けた方で、開園時間のうち午前８時 30 分から午後４時 30 分を超えて、保育園を利用する場合は、**事前のお申込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって利用料金が発生します。**区立保育園は１回 300 円で、私立保育園は園によって異なります。なお、延長保育実施園の場合、閉園時刻である午後６時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午後６時３０分）以降の利用については、時間外スポット保育料が発生します。

時間外スポット利用

閉園時刻である午後６時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午後６時３０分）までにお迎えに来られない場合、１時間単位で利用できます。**満１歳以上のお子さんが対象です。**

≪区立保育園≫

実施保育園・実施時間・定員

延長保育実施園で実施しています。実施時間・定員は月ぎめ延長保育と同じです。
各施設の延長保育の有無と利用時間は 15～19 ページをご確認ください。

申込方法　各園に直接お申込みください。

料　　金　１時間あたり 400 円です。

そ の 他
- 定員があるため、事前にご連絡をお願いします。
- 北区外にお住まいの方も利用できます。
- 事前のお申込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって利用料金が発生します。

≪私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）≫

園により異なりますので、各園に直接お問い合わせください。

月ぎめ延長保育の申請

保護者の就労･通勤時間等の都合で週３日または月 12 日以上、閉園時刻である午後６時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午後６時３０分）までにお迎えに来ることができない世帯の、**満１歳以上のお子さんが対象です。**お子さんが満１歳に達した月の翌月分から（１日生まれは当月分から）申請が可能です。

実施保育園・実施時間・定員

延長保育実施園で実施しています。各施設の延長保育の有無と利用時間は 15～19 ページをご確認ください。
キッズタウンうきま夜間の延長保育は特殊な形態です。夜間保育については２８ページをご確認ください。

申込方法

≪区立保育園≫

各月申請の締切日（７ページ参照）までに、延長保育利用申請書と、週に３日または月に 12 日以上お迎えに間に合わないことが客観的にわかる就労証明書（内容に応じて追加で勤怠管理簿等を依頼する場合があります）を保育園または保育課入園相談係へご提出ください。利用対象となるか、審査をします。入園（転園）月の翌月分（４月入園の場合は当月分）から申請できます。

≪私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）≫

利用対象となるか、各園で審査をします。詳しくは各園にお問い合わせください。

料金および納付方法

区立保育園の料金は３３ページの基準額表をご覧ください。私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）は園により異なるため、各園に直接お問い合わせください。納付方法については 31 ページをご覧ください。

そ の 他

- 「保育短時間」の認定を受けている方は、月ぎめ延長保育は利用できません。
- 定員があるため、空きが無ければ利用できません。
- 転園の場合も、転園先で新たに延長保育の申込みが必要です。すでに延長保育を利用されている方でも、転園先の定員の空き状況によって、延長保育を利用できなくなる場合があります。
- 北区外にお住まいの方は、区立保育園で月ぎめ延長保育の利用はできません。
- 区立保育園について、月ぎめ延長保育利用の必要がなくなった場合は、解除をしたい月の前月末日までに「変更届」を保育課入園相談係へご提出ください。私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）は園により異なるため、各園に直接お問い合わせください。

第3章 認可保育園の申請方法とスケジュール

申請から入園までの流れ

利用申請・認定申請

保育課入園相談係の窓口・郵送・電子申請で受付します。郵送する場合は、提出書類チェックリストを同封してください。締切日・必要書類などは 7～14 ページ、電子申請については 11 ページをご覧ください。

⇩

認定審査

提出された書類の内容を確認し、「保育の必要性」を認定します。必要に応じて、職員がご自宅や職場に電話をすることがあります。

⇩

認定証の発行

「保育の必要性」について、認定結果を送付します。

※認定後、利用調整を行い保育園の内定を決定します。「保育の必要性」の認定と利用調整は、それぞれの基準に基づき行いますので、認定証が発行されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。

⇩

利用調整

北区の利用基準に基づき、利用調整を行います。先着順や希望順位等は利用調整に影響しません。

⇩

結果公表

「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」で、結果公表日当日にお子さんの利用調整結果を確認できます。ぜひ、ご活用ください。詳しくは 11 ページ「利用調整結果照会サービス」をご確認ください。

⇩

入園内定しなかった場合

初回の利用調整結果に限り、「保育利用保留通知書」を送付します。

２回目以降、利用申請書の有効期間内は利用調整を行いますが、結果の連絡は入園が内定するまで行いません。ただし、４月入園の一次及び二次申請の結果については、入園内定しなかった方全員に通知を送付します。利用申請書の有効期間は、申請書を提出した月から約６カ月間です。（7 ページ「4 申請書の有効期限」参照）

入園内定した場合

内定した保育園から連絡します。
連絡方法は各園により異なります。
(電話連絡・郵送通知等)

⇩

面接・健康診断

入園内定した場合には、面接・健康診断を受けていただきます。面接・健康診断の日程は、内定連絡の際に園からお伝えします。面接・健康診断で、集団保育が可能かどうか判断します。入園日（各月１日）の前日までに面接・健康診断を受けられない場合、内定を取り消します。

保育園でお預かりできるお子さん

保育園に入園できるのは、内定後に行う面接および健康診断で集団保育が可能と判断されたお子さんです。
集団保育が可能と判断されても、お子さんの心身の発達の状態により保育時間の制限等を行う場合があります。

⇩

決定（保育利用承諾書等発行）

面接・健康診断の結果、集団保育可能と判断されましたら「保育利用承諾書」等を送付します。各月 1 日（日曜・祝日の場合は翌開園日）から通園できます。

※小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業および私立認定こども園（保育部分）は、利用が決定したら事業者と直接契約となります。

⇩

入園（利用開始）

医療的ケアを必要とするお子さんの申込みについては、14 ページ「医療的ケアを必要とするお子さんの申込み」、または 18 ページ「地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）」をご確認ください。

申請の手続きとスケジュール

1　申請窓口

認可保育園の利用申請は、保育課入園相談係の下記窓口・郵送・電子申請で受付します。

受付窓口	保育課入園相談係（北区王子本町 1-15-22　北区役所第一庁舎２階１番窓口）
受付時間	月～金曜（祝日・年末年始を除く）の午前８時 30 分～午後５時

2　締切日と結果公表日

下表のとおりです。ただし、１２月～４月入園は例月と日程が異なりますのでご注意ください。

受付は各締切日の午後５時まで行っています。また、３月入園は行っていませんのでご注意ください。

入園希望年月日	申請書一式の締切日 「希望園変更届」締切日	追加書類の締切日	結果公表日(予定)	月ぎめ延長保育 申請の締切日
令和８年 11 月１日	令和８年 10 月　５日	令和８年 10 月　６日	令和８年 10 月 20 日	令和８年 10 月 13 日
令和８年 12 月１日	令和８年 10 月 30 日	令和８年 11 月　２日	令和８年 11 月 12 日	令和８年 11 月 10 日
令和９年　１月１日	令和８年 11 月 16 日	令和８年 11 月 17 日	令和８年 11 月 27 日	令和８年 12 月 10 日
令和９年　２月１日	令和８年 12 月　１日	令和８年 12 月　８日	令和９年　１月　６日	令和９年　１月 12 日
令和９年　３月１日	※3月入園は行っていません。			令和９年　２月 10 日
令和９年４月１日(1 次)	令和８年 12 月　１日	令和８年 12 月　８日	令和９年　２月　８日	令和９年　３月 23 日
令和９年４月１日(2 次)	令和９年　２月 15 日	令和９年　２月 15 日	令和９年　３月　５日	
令和９年　５月１日	令和９年　４月　５日	令和９年　４月　６日	令和９年　４月 19 日	令和９年　４月 12 日
令和９年　６月１日	令和９年　５月　６日	令和９年　５月　７日	令和９年　５月 18 日	令和９年　５月 10 日
令和９年　７月１日	令和９年　６月　３日	令和９年　６月　４日	令和９年　６月 17 日	令和９年　６月 10 日
令和９年　８月１日	令和９年　７月　５日	令和９年　７月　６日	令和９年　７月 20 日	令和９年　７月 12 日
令和９年　９月１日	令和９年　８月　３日	令和９年　８月　４日	令和９年　８月 18 日	令和９年　８月 10 日
令和９年 10 月１日	令和９年　９月　３日	令和９年　９月　６日	令和９年　９月 17 日	令和９年　９月 10 日
令和９年 11 月１日	令和９年 10 月　４日	令和９年 10 月　５日	令和９年 10 月 19 日	令和９年 10 月 12 日
令和９年 12 月１日以降	※決定次第、改めてお知らせいたします。			

3　保育園空き人数の公表

【1 月～4 月分の保育園空き人数公表日（予定）】

１月分　　令和８年１１月１２日（木）

２月分　　令和８年１１月２７日（金）

４月分（一次）令和８年１０月２０日（火）

希望園別申請者数を令和８年１１月 27 日（金）に公表予定です。

４月分（二次）令和９年２月８日（月）

※令和９年２月９日（火）にも更新予定です。

【上記以外の月】各月の申請締切日の４日前までに公表予定です。

空き人数は
下記コードから
確認いただけます

4　申請書の有効期限

申請書を保育課で受付した月に応じて、下表のとおり有効期限を設けます。有効期限までの各月入園について、利用調整を行います。利用調整方法については 22～28 ページ「第５章 認可保育園の利用調整」を参照ください。

なお、「希望園変更届」や追加書類の提出で有効期限が延びるものではありません。

申請受付月	有効期限
令和８年１０月	令和９年５月入園
令和８年１１月	令和９年６月入園
令和８年１２月	令和９年７月入園
令和９年　１月	令和９年８月入園

申請受付月	有効期限
令和９年２月	令和９年　９月入園
令和９年３月	令和９年１０月入園
令和９年４月	令和９年１１月入園
令和９年５月	令和９年１２月入園

申請受付月	有効期限
令和９年６月	令和 10 年１月入園
令和９年７月	令和 10 年２月入園
令和９年８月	令和 10 年４月入園
令和９年９月	

（例）令和９年４月入園の利用申請を締切日前である令和８年 11 月に受付した場合、令和９年４月入園から令和９年６月入園までの間を利用申請の有効期間とし、その間、利用調整が行われることを示しています。

利用申請・認定申請に必要な書類

申請に必要な用紙は、保育課入園相談係の窓口や区内の認可保育園などで配布しています。

また、右記コードの区公式サイト「入園に関する書類のダウンロード」から Excel 形式・PDF 形式でもダウンロードができます。手書きでの作成がご負担の方は、ダウンロードしたファイルから必要書類をご準備いただくか、または電子申請（11 ページ参照）等をご活用ください。

提出書類の返却、写しをお渡しすることはできません。控えが必要な方は事前にご自身でコピーしてください。

世帯の状況によって、ご用意いただく書類や申請方法が異なる場合があります。詳しくは 12～14 ページ「北区外からの申込み・北区外保育園の申込み」・「申請に関する注意事項」をご覧ください。

1.申請書一式：「保育所等利用申請書」、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」、「家庭状況調査書」、「児童の状況」、「同意書兼重要事項確認書」

申請可能な保育園の数は３０園までです。申請書に書ききれない場合は、別紙をご用意いただきご記入ください。希望園の順位は利用調整には影響しませんので、利用したい順番に希望園をご記入ください。

利用申請の有効期限までに入園可能な月齢を迎える、または年度が切り替わる等を理由に希望の保育園の数や順位を変えたい場合は「希望園変更届」（10 ページ参照）を、変更したい入園月の申請の締切日必着でご提出ください。

2.保育を必要とすることを証明する書類

住民票上同居している保護者（父と母）の分と、同居の親族（60 歳未満の祖父母）の分が必要です。ひとり親の方の場合でも、父母が同一の住所のときは父母の証明が必要です。

※　同居の有無は「同一の住所」に住民登録をしているかで判断します。別世帯であっても同一住所の場合は同居とみなします。

各証明書は、証明年月日から３カ月以内のものをご提出ください。

選考指数を決定する上でも必要となる書類です。不備等あった場合は利用調整において不利になることがありますので、提出書類は記載内容等を必ずご自身でご確認の上、ご提出ください。認定申請時に下表の必要書類の提出がない場合、暫定的に「求職活動」を理由として認定証を発行します。

「求職活動」（就労未定）の場合も申請は可能ですが、保育の実施期間は３カ月です。入園月の３カ月後を入園希望月とする申請締切日までに就労先を決定し、「就労証明書」をご提出ください。

保育を必要とする理由		保育を必要とすることを証明する書類（以下の①、②は両方ご提出ください）
就労	会社勤めの方 在宅勤務（内職）の方	○「就労証明書」（北区様式）※就労先事業者が作成したもの ※就労時間の最低基準は、月 48 時間です。 ※複数箇所で勤務している場合は、それぞれの「就労証明書」が必要です。 ※変則勤務の場合は、勤怠管理簿等を添付してください。 ※在宅勤務(内職者)の場合は「家内労働手帳」を添付してください。 ※在宅勤務には単純に自宅で就労している方やテレワークの方は含まれません。
就労	自営主の方 （代表者,代表取締役等を含む）	①「就労証明書」（北区様式） ②自営業をしていることが客観的にわかる資料 青色申告決算書の写し、白色申告収支内訳書の写し、法人税申告書の写し、会社登記簿（履歴事項全部証明書）の写し 、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬がわかるもの （報酬が振り込まれたことのわかる通帳とそれに対応する請求書など）、請負契約書、業務委託契約書、営業上必要な材料などの仕入れ伝票　など ※上記のいずれかを提出した方でも、追加で他の証明を依頼する場合があります。 ※就労時間の最低基準は、月 48 時間です。
就労	仕事が決まっている方 （就労が内定している）	○「就労証明書」（北区様式）※就労先事業者が作成したもの ※就労開始日が、証明日より後の日付のものは採用予定とみなします。
妊娠・出産		○母子健康手帳の表紙と出産予定日のページの写し
疾病・障害		○保育の必要性が明記されている診断書または障害者手帳の写し（23 ページ参照）
看護・介護		①「看護・介護状況申告書」（北区様式） ②保育の利用基準表（23 ページ参照）の状況が明記されている診断書等
就学・職業訓練		①在学（在籍）証明書 ②カリキュラムなど毎日の就学時間のわかるもの（個人名、校名が特定できるもの）

3.階層を決めるための書類

住民税の賦課基準日である１月１日に北区外に住んでいた場合、入園希望月によって、父母それぞれ以下の書類の提出が必要です。下表を参考に、証明年月日から１年以内のもの（内容に変更がある場合は修正後のものに限る）をご提出ください。なお、**令和９年５月入園の利用調整分からは、**基準日に北区外（国内）に住んでいた場合でも、申請時点で北区に住んでいる方は、「住民税課税（非課税）証明書」の提出は、原則不要となります。（※基準日に国外に住んでいた方は下表の書類が必要です。）父母共に住民税が非課税の場合は、同居の親族（申請するお子さんの祖父母、曾祖父母または兄姉等）の分も必要です。ひとり親の方の場合でも、父母が同一の住所のときは父母の証明が必要です。

保育料は無償化していますが、利用調整時、同一保育指数の場合の優先項目の確認のために提出が必要です。提出がない場合または住民税未申告の場合、優先項目１２で最も不利になります（24 ページ参照）。階層の決定方法は、31～32 ページをご覧ください。

	入園希望月	
	令和９年８月入園まで（基準日：令和８年１月１日）	令和９年９月入園以降（基準日：令和９年1月1日）
① 基準日に北区に住んでいた方	提出不要（未申告の場合等を除く）	提出不要（未申告の場合等を除く）
② 基準日に北区外（国内）に住んでいたが、申請時点で北区に住んでいる方	令和８年度（令和７年１月１日～令和７年12月31日の収入）「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※扶養人数や税額控除の記載があるものを提出ください。 なお、**令和９年５月入園の利用調整分からは**情報連携システムによる他自治体への情報照会を行い、住民税情報を確認するため提出不要です。**ただし、情報照会で住民税情報を確認することができない場合は、「住民税課税（非課税）証明書」の提出を依頼する場合があります。** ※情報連携システムとは、行政機関や地方公共団体等の間で照会・提供をすることができるシステムです。	提出不要（未申告の場合等を除く） 情報連携システムによる他自治体への情報照会を行い、住民税情報を確認するため提出不要です。**ただし、情報照会で住民税情報を確認することができない場合は、「住民税課税（非課税）証明書」の提出を依頼する場合があります。** ※情報連携システムとは、行政機関や地方公共団体等の間で照会・提供をすることができるシステムです。
③ 基準日および申請時点で北区外（国内）に住んでいる方	令和８年度（令和７年１月１日～令和７年12月31日の収入）「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※扶養人数や税額控除の記載があるものを提出ください。	令和９年度（令和８年１月１日～令和８年12月31日の収入）「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※扶養人数や税額控除の記載があるものを提出ください。
④ 基準日に国外に住んでいた方	「年間収入申告書」（北区様式） ※令和７年１月１日～令和７年12月31日の収入を令和７年１月１日の日本円レートで円に換算ください。	「年間収入申告書」（北区様式） ※令和８年１月１日～令和８年12月31日の収入を令和８年１月１日の日本円レートで円に換算ください。

4.その他必要な書類

以下に該当する場合は、必要書類をご提出ください。
各証明書は、証明年月日から３カ月以内のものをご提出ください。

	必要書類
同居者の中に外国籍の方がいる	○在留カード・特定在留カード・特別永住者証明書の写し（同居者全員分の表面と裏面） ※有効期限内のものに限ります。在留期間更新中の場合は、更新中であることが分かる書類をご提出ください。 ※ 在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に申請することはできません。 ※ お子さんが申請時点で日本にきておらず、在留カード等がない場合、生年月日が確認できる書類（パスポートや出生証明書のコピー等）をご提出ください。
ひとり親である	○ひとり親であることを示す書類 戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載のあるもの）、児童扶養手当証書の写し、マル親医療証の写し、独身証明書（外国籍の方）、離婚調停中である証明（家庭裁判所における事件係属証明書等）など
申請するお子さんを月 48 時間以上有償で預けている	○「受託証明書」（北区様式） ※ 保護者が育児休業中・求職中である場合を除き、お子さんを有償で認可外保育施設に受託中の場合、同一保育指数の場合の利用調整で有利になる場合があります。「就労証明書」（北区様式）で育児休業の終了が確認できない場合、「育児休業期間終了証明書」（北区様式）をご提出ください。
同一世帯内に、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）を所持している方、障害年金受給者、特別児童扶養手当の支給対象児がいる方	○所持している身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の写し、または手当等を受給していることが分かるものの写し
生活保護を受給中である	○生活保護受給証明書
北区内の保育施設に保育士・保育教諭として勤務または勤務を予定している	○保育士証の写し

5.マイナンバーを確認するための書類

申請書に記載された、世帯全員分のマイナンバーが正しいものかを確認する「番号確認」、そして、マイナンバーが申請者本人のものであるかを確認する「本人確認」が必要なため、下表の書類をご提出ください。

	申請者の必要書類	
番号確認	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し	
本人確認	以下のうち、（A）または（B）のいずれかの書類をご準備ください	
	（A）以下のうち１点（写真付きのもの） マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳など	（B）以下のうち２点 住民票の写し、年金手帳、印鑑登録証明書、児童扶養手当証書など

※電子申請で申請を行う場合は提出不要です。

※父母以外の方が申請する場合、父または母の番号確認書類の他に、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

6.利用・認定申請後および結果公表後の提出書類

利用・認定申請後、申請内容に変更等が生じた場合は、各入園希望月の追加書類の締切日（希望園変更・取下は申請締切日）までに以下の書類をご提出ください。以下の例以外にも、変更が生じた場合は、必要書類等を保育課入園相談係にお問い合わせください。保育指数が変わる等、利用調整に影響が出る場合があります。

各証明書は、証明年月日から３カ月以内のものをご提出ください。

	提出書類	
希望園や順位の変更をしたい場合	○「希望園変更届」（北区様式） ※「希望園変更届」は**変更を希望する入園希望月の申請締切日必着**でご提出ください。 ※ 複数回ご提出された場合は、最新の提出内容で、適用月以降利用調整を行います。	
世帯構成や住所の変更があった場合 住民税の（修正）申告をした場合	○「変更届」（北区様式）	
北区外へ転出した場合	○「辞退届・取下届」（北区様式） ※「辞退届・取下届」は**変更を希望する入園希望月の申請締切日必着**でご提出ください。 ※ 申請中に北区外へ転出した場合、申請は取下げとなりますので至急ご提出ください。 ※ 内定後、入園月時点で北区外へ転出している場合、内定は取消しとなります。	
現在の就労状況に変更があった場合 例）転職した、就労日数・時間を変更した、採用予定だったが実際に勤務開始した、求職中から就労開始（採用予定）となった、等	○「就労証明書」（北区様式）※就労先事業者が作成したもの ※ 就労時間の変更に伴う保育必要量の変更が必要な場合や保育を必要とする理由を変更する場合（「求職活動」から「就労」へ変更する等）は「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」もご提出ください。 ※ 就労開始日が証明年月日より後の日付のものは採用予定とみなします。 ※ 提出した「就労証明書」の「就労実績」の記載がなかった、または雇用契約に対して就労日数が少なかった場合は、「就労実績」が追記された「就労証明書」または該当月の就労日数・時間が分かる勤怠管理簿等の資料の写しをご提出ください。	
育児休業を新たに取得した場合	○「育児休業期間証明書」（北区様式）	
育児休業を終了した場合	○「育児休業期間終了証明書」（北区様式）	
申請するお子さんを 月 48 時間以上有償で預けている	○「受託証明書」（北区様式） ※保護者が育児休業中・求職中である場合を除き、お子さんを有償で認可外保育施設に受託中の場合、同一保育指数の場合の利用調整で有利になる場合があります。「就労証明書」（北区様式）で育児休業の終了が確認できない場合、「育児休業期間終了証明書」（北区様式）をご提出ください。	
内定を辞退する場合 入園や転園の必要がなくなった場合	○「辞退届・取下届」（北区様式） ※「取下」の場合は、**変更を希望する入園希望月の申請締切日必着**でご提出ください。 ※内定を「辞退」をすると申請中の状態に戻ります。「辞退」する場合は、保育課入園相談係・内定園にご連絡をお願いします。 ※転園申請の内定を辞退した場合は、元の保育施設は退所となります。	
離婚(再婚)した場合	○「変更届」（北区様式） ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明（離婚（婚姻）・死別等の記載のあるもの） ※再婚の場合、同意書兼重要事項確認書等、状況により必要書類を求めることがあります。	
離婚調停を開始した場合	○「変更届」（北区様式） ○家庭裁判所における調停期日通知書や事件係属証明書など	
離婚調停中だったが、調停が終了した場合	調停成立の場合	○「変更届」（北区様式） ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明の写し（離婚・死別等の記載のあるもの）
	調停不成立の場合	○「変更届」（北区様式）○階層を決めるための書類（9 ページを参照） ○「同意書兼重要事項確認書」（北区様式） ※調停が不成立となった日の翌月から保護者両名で階層を再算定します。 ※階層を決めるための書類はお子さんと別住所にいる親権者が北区外に在住し、北区で住民税の確認ができない場合に提出が必要です。 ※「同意書兼重要事項確認書」は父母両名が署名したものをご提出ください。

保育園に関する手続きの電子申請

株式会社トラストバンクが提供する「LoGo フォーム」から電子申請をご利用いただけます。パソコンやスマートフォンから時間や場所を問わず、簡単に保育園の利用申請などの手続きをすることができます。アカウント登録を行うことで、過去の申請の内容を確認することができます。ぜひご活用ください。

右記コードの区公式サイトからご利用ください。

【区公式サイト】
電子申請はこちらから

【電子申請可能な手続き】

○入園・転園申請に関する手続き

- 利用申請（入園・転園）
- 利用申請の取下および内定辞退
- 保育利用保留通知書の発行手続き
- 希望園やきょうだい組合せ条件の変更
- 利用申請の追加書類や不備書類の提出

○在園に関する手続き

- 子どものための教育・保育給付認定の変更申請
- 変更届
- 利用者負担額決定（変更）通知書の発行手続き
- 退園手続き
- 利用停止手続き

電子申請のご利用に必要な環境やメンテナンス時期等については右記コード「Publitech ファン」のサイト内でご確認ください。

【Publitech ファン】

利用調整結果照会サービス

スマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」で、お子さんの利用調整結果（内定した保育園、保育指数、総合順位、申請書の有効期限など）を確認できます。

ご利用には、７桁の「こどもコード」が必要です。「こどもコード」は、以下の書類の右上に「こどもコード：●●●●●●●」の形式で表示されています。

「こどもコード」を確認できる書類は紛失しないように大切に保管してください。<u>「こどもコード」を紛失した場合の個別のお問合せには、回答できませんのでご了承ください。</u>

※図はイメージです

【こどもコードを確認できる書類】

○「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」

保育園の申請をされた方全員に発行しています。（北区に転入予定の方は、転入確認後に発行しています。）申請書の有効期限切れによる再申請の場合は、初回の申請時に発行された支給認定証をご確認ください。

○その他保育課が発行する各種通知

「子どものための教育・保育給付 利用者負担額決定（変更）通知書」「保育利用承諾書」「保育利用保留通知書」などの通知にも記載されています。

【その他の結果公表方法】

上記アプリでの結果公表のほか、以下の方法でも公表しています。

審査結果	結果公表方法
内定	電話連絡・郵送通知などで内定した保育園から直接保護者の方へ連絡します。
保留	初回利用調整結果に限り、「保育利用保留通知書」を送付します。 ※４月入園利用調整結果を除き、２回目以降は、内定した場合のみ連絡します。 ※２回目以降の保育利用保留通知書が必要な場合は LoGo フォームまたは電話で申請してください。

北区外からの申込み・北区外保育園の申込み

【区公式サイト（転入予定のない方の受入制限）】

北区外にお住まいの方で、北区の保育園を申し込む場合

① 北区内に転入予定がある場合

受付窓口	北区保育課入園相談係
申請締切	各入園希望月の申請の締切日（7 ページ参照）
必要書類	① 8～10 ページ「利用申請・認定申請に必要な書類」に記載の申請書一式および必要書類 ② 「転入に関する申立書」（北区様式） ③ 新しい住居の「売買契約書」や「賃貸契約書」のコピー（入居可能日、物件の所在地、名義人がわかるもの） ※②③書類から、入園希望月の前月末日までに北区へ転入可能なことが客観的にわかる場合、北区民と同等に利用調整を行います。 ※保護者名義の住居の売買契約または賃貸契約を結ばずに、北区在住者（同居予定の方）の住居へ転入する場合に限り、同居予定の方が署名した「転入に関する申立書」のみご提出ください。 ※4 月 1 次入園申請に限り、新しい住居の「売買契約書」や「賃貸契約書」の提出期限を４月２次入園申請締切日までとします。準備ができ次第、速やかにご提出ください。なお、「転入に関する申立書」は４月１次入園申請締切日までに必ず提出が必要ですのでご注意ください。 ④ 住民票の写し（国外にお住まいの方はパスポートの写し）
注意事項	**北区内に転入予定で内定した場合、入園月の前月末日までに住民票の異動手続を済ませてください。住民票の異動手続が完了しない場合、内定は取消しとなります。また、申請の内容が事実と異なる場合、内定を取り消すことがあります。**

② 北区内に転入予定がない場合

受付窓口	お住まいの自治体の入園担当
申請締切	各入園希望月の申請の締切日（7 ページ参照） **※北区の申請締切日までに北区に必要書類が届いていることが必要です。入園希望月の申請締切日をご確認のうえ、目安として１週間程度、期限に余裕をもってご申請ください。郵送申請・電子申請での受付はしていませんので、ご注意ください。**
必要書類	8～10 ページ「利用申請・認定申請に必要な書類」に記載の申請書一式および必要書類
注意事項	**利用調整は北区民を優先します。**北区民の利用調整を終えた後、定員に余裕がある場合に北区外にお住まいの方の利用調整をします。 **北区に転入予定のない方の北区の認可保育園の利用はクラスや施設ごとに受入制限があります。**詳しくは上記の区公式サイトをご確認ください。**東京都内在住（都内に転入予定を含む）でない方の申請は受け付けません。**

北区内にお住まいの方で北区外の保育園を申し込む場合

③ 北区外に転出予定がある場合

受付窓口	転出先自治体の入園担当
申請締切	転出先自治体の入園担当へご確認ください。
必要書類	転出先自治体の入園担当へご確認ください。

④ 北区外に転出予定がない場合

受付窓口	**北区保育課入園相談係**　※原則、郵送・電子申請での受付はしていませんので、ご注意ください。
申請締切	利用を希望する保育園のある自治体の入園担当へご確認ください。 ※北区での受付後に、提出書類を希望する保育園のある自治体に送付するため、目安として１週間程度、期限に余裕をもってご申請ください。
必要書類	利用を希望する保育園のある自治体様式の申請書類と、北区様式の申請書類がそれぞれ一式必要です。利用を希望する保育園のある自治体の申請書類につきましては、利用を希望する保育園のある自治体の入園担当へご確認ください。

北区外に転出後も、お通いの北区の保育園に継続通園を希望する場合（東京都内への転出に限る）は、30 ページをご参照ください。

申請に関する注意事項

以下の場合に該当する方は、必要書類の追加や申請方法、入園内定後に関して注意点があります。申請前に必ずご確認ください。

申請時点および入園月１日時点で育児休業取得中の方が申し込む場合

保育園入園後、入園月の翌月１日までに同条件以上で職場復帰することが必要となります。

入園できた場合、入園月の末日までに育児休業を終了し、指定日（原則入園月の翌月 20 日）までに「育児休業期間終了証明書」をご提出ください。育児休業が終了できなかった場合は、退所となります。

申請するお子さんの育児休業でなく、そのきょうだいの育児休業を取得している場合も同様です。きょうだいのどなたかが入園できた場合、育児休業の終了が必要となり、できなかった場合は退所となります。

利用調整では、「就労証明書」で、産前・産後休業前の就労実績を確認します。

育児休業から復帰せずに転職される方については、入園月の翌月１日までに同条件以上の就労条件での就労開始が必要となります。転職された場合は速やかに保育課入園相談係に連絡し、指定日（原則入園月の翌月 20 日）までに「変更届」「就労証明書（転職後のもの）」「前職の退職日がわかるもののコピー」をご提出ください。転職後の就労条件が転職前（育児休業を取得していた職）よりも下回った場合は内定の取消しまたは退所となる可能性があります。

転園希望の方（既に認可保育園をご利用中の方）が申し込む場合

転園申請は新規の利用申請と同じ書類の提出が必要です。利用調整は、新規の利用申請と同じ方法で行います。

お通いの保育施設を通じて申請書を提出することはできません。必ず、保育課入園相談係の窓口・郵送・電子申請でご提出ください。ただし、希望する保育園に北区外の園を含む場合は、保育課入園相談係の窓口のみの受付となります。

また、転園申請に限り、下のお子さんの育児休業を取得中で職場復帰を希望しない場合も、在園中の上のお子さんの転園申請をすることが可能です（新規申請の方は該当しません）。

転園が内定すると現在通園中の保育園は自動的に退所となり、いかなる理由があっても戻ることはできません。お子さんやご家族の方とよくご相談のうえ、転園申請を行ってください。また、転園の場合も、入園後慣れ保育が必要です。

転園が内定しなかった場合、申請書の有効期限までは利用調整の対象となります。ご家庭の状況等により転園申請が不要となった場合は、「取下届」を至急ご提出ください。

延長保育については、新規の申請と同じく入園月翌月分から申請が可能です。もともと延長保育を利用しており、転園先でも引き続き延長保育を希望する場合も、転園先での新たな延長保育の申請が必要になります。すでに延長保育を利用されている方でも、転園先の定員の空き状況によっては延長保育を利用できなくなる場合があります。

令和９年４月入園について、出産前に申し込む場合

令和９年４月入園の産休明け保育実施園および入園可能年齢が３カ月以上の保育園について、分娩予定日（帝王切開による出産を含む）が令和８年 11 月 17 日以降のお子さんに限り、出産前申請を受け付けます。申請書一式と必要書類に加えて、母子手帳や入院計画書の写し等の分娩予定日が分かる書類と「保育所等の４月入所における出産前申請に関する同意書」（北区様式）を添えてご申請ください。なお、申請書一式に記入するお子さんの氏名は「出産予定」、生年月日にはお子さんの分娩予定日をご記入ください。

ただし、分娩予定日が、産休明け保育実施園は令和９年２月４日以降、入園可能年齢が３カ月以上の保育園は令和９年１月２日以降、入園可能年齢が４カ月以上の保育園は令和８年１２月２日以降の場合、令和９年４月１日時点で入園可能年齢を満たしていないため、その保育園に関する利用調整が令和９年５月以降となります。

ご出産後、改めて「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」と生まれたお子さんの生年月日が分かる書類（出生届出済証明の写し等）を令和９年２月４日までにご提出ください。

育児休業の延長にあたり証明が必要な場合

育児休業の延長または育児休業給付金の支給期間の延長には、お子さんが１歳になる月（１歳６カ月になる月）の「保育利用保留通知書」が必要であることが厚生労働省、都道府県労働局・ハローワークから示されています。「保育利用保留通知書」が必要な方は、各入園希望月の申請の締切日（７ページ参照）までに必ず利用申請を行ってください。利用申請を行っていない場合は、「保育利用保留通知書」は発行できませんのでご注意ください。

詳しくは 27 ページの「復職に関する申出書」を提出された方の利用調整をご確認ください。育児休業の延長または育児休業給付金の支給期間の延長に関する各種手続きについては、就労先やハローワーク等へ直接お問い合わせください。

内定した園を辞退する場合

申請可能な保育園の数は３０園までですが、内定後に「保育園までの距離が遠い」、「希望順位が低い」、「家庭保育を続けたい」等の理由で内定を辞退される方がいます。内定後に辞退されますと、他の入園したい方の入園の機会を狭めることにつながります。希望園は、よくご検討いただいたうえで決めてください。

やむを得ず内定を辞退する場合は、保育課入園相談係と内定した園にそれぞれご連絡ください。また、10 ページの「利用・認定申請後および結果公表後の提出書類」を参照のうえ、速やかに「辞退届・取下届」（北区様式）を保育課入園相談係まで提出してください。

なお、辞退をされた場合は、「保育利用保留通知書」は発行できませんのでご注意ください。

医療的ケアを必要とするお子さんの申込み

北区では、医療的ケアが必要で集団保育が可能な３歳クラスから５歳クラスのお子さんを対象に医療的ケア児枠（２名以内）を設け、受入れを行います。

保育園で実施できる医療的ケアは、①経管栄養、②痰吸引、③その他保育園で実施可能な処置です。

医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される場合は、事前に観察保育を行い、「医療的ケア審査会」において、保育園での集団生活が可能かどうかを判定したうえで、利用調整を行います。

通常の利用申請より審査に期間を要するため、必ず事前にご相談が必要となります。申請を希望される方は、保育課入園相談係までご連絡ください。

施設コード	医療的ケア実施園	所在地	電話番号	受入人数
1849	清水坂保育園	中十条４－１６－２７	03-3907-8526	２名以内

第４章 認可保育園一覧（令和９年４月１日現在）

就学前までの区立保育所（公設公営・公設民営）

就学前までの区立保育所（公設公営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育（定員）
					０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
1	33	浮間	浮間 1-9-3-101	03-3966-4488	15	17	18	21	21	21	113	産休明け※2	—
2	35	赤羽北	赤羽北 1-5-5	03-3906-1148	6	14	17	18	18	18	91	８カ月以上	—
3	44	袋	赤羽北 2-15-2-101	03-3905-1381	8	19	20	20	20	20	107	８カ月以上	１時間(20)
4	40	桐ケ丘南 ◆1	赤羽西 5-5-7-101	03-3906-2090	6	13	19	20	20	20	98	８カ月以上	—
5	37	赤羽西	赤羽西 4-42-9	03-3906-3641	6	12	20	20	20	20	98	８カ月以上	—
6	42	西が丘	西が丘 2-4-1	03-3907-6472	10	11	16	20	20	20	97	産休明け※2	１時間(20)
7	47	志茂北	志茂 5-21-2-101	03-3901-3023	9	11	15	18	18	18	89	産休明け※2	—
8	41	赤羽	赤羽南 1-16-2-101	03-3901-5480	9	12	19	19	19	19	97	８カ月以上	１時間(30)
9	46	志茂南	志茂 1-4-4	03-3901-5178	15	18	20	20	20	20	113	８カ月以上	１時間(20)
10	12	上十条	上十条 3-24-8	03-3908-5587		25	25	25	25	25	125	１歳児以上	—
11	11	東十条東	東十条 3-10-1	03-3912-3077	9	12	17	21	21	21	101	産休明け※2	—
12	5	桜田北 ※1	王子 5-2-3-101	03-3914-7510		24	24	25	25	25	141	８カ月以上	１時間(40)
	72	桜田北（分園）	王子 5-2-6-104		18								
13	2	王子	王子 6-1-15	03-3911-3801	8	12	20	20	20	20	100	６カ月以上	１時間(20)
14	6	豊島	豊島 7-17-8	03-3911-9480	6	20	20	20	20	20	106	８カ月以上	—
15	8	豊島北	豊島 5-4-3-101	03-3919-0026	6	15	16	17	17	17	88	８カ月以上	—
16	7	豊島東 ※1	豊島 5-6-12-101	03-3913-8403			20	20	20	20	106	８カ月以上	１時間(30)
	73	豊島東（分園）	豊島 5-5-9-101		6	20							
17	23	堀船南 ※1	堀船 2-22-1-101	03-3914-7954	6	27	27				150	８カ月以上	１時間(20)
	79	堀船南（分園）	堀船 3-16-11-105					30	30	30			
18	14	滝野川	滝野川 3-46-2	03-3917-6045	18	29	30	32	32	32	173	産休明け※2	１時間(40)
19	17	西ケ原	西ケ原 4-44-10	03-3910-6930	6	17	19	22	22	22	108	６カ月以上	—
20	20	田端	田端 3-24-14	03-3828-7577		15	18	19	19	19	90	１歳児以上	１時間(20)
21	21	栄町	栄町 33-3	03-3919-2030	6	16	16	17	17	17	89	８カ月以上	—
22	88	清水坂	中十条 4-16-27	03-3907-8526		13	14	16	16	16	75	１歳児以上	—

就学前までの区立保育所（公設民営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育（定員）
					０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
23	34	浮間東	浮間 3-34-1-101	03-3969-6277	10	20	20	21	23	23	117	６カ月以上	２時間(30)
24	58	浮間さくら草	浮間 1-1-2	03-5916-6030	9	20	20	21	21	21	112	８カ月以上	２時間(30)
25	36	赤羽台	赤羽台 1-4-11-105	03-3900-0189	12	38	38	38	38	38	202	８カ月以上	２時間(40)
26	38	桐ケ丘	桐ケ丘 1-3-9-101	03-3907-2336	12	15	16	19	19	19	100	産休明け	２時間(30)
27	43	岩淵	赤羽 3-23-7	03-3903-4995	9	26	27	30	30	30	152	６カ月以上	２時間(30)
28	45	志茂	志茂 4-44-1	03-3901-5888	6	18	18	18	18	18	96	８カ月以上	２時間(20)
29	13	上十条南	上十条 3-3-20	03-3905-1327	12	18	20	20	20	20	110	産休明け	２時間(30)
30	1	王子本町 ※1	王子本町 3-3-3-101	03-3900-5098		23	23	23	23	23	124	８カ月以上	２時間(20)
	78	王子本町(分園)	王子本町 2-30-9		9								
31	10	東十条	東十条 3-2-14	03-3913-0530	14	15	17	18	18	18	100	産休明け	３時間(40)
32	4	桜田	王子 5-2-1-101	03-3914-4099	11	14	17	21	21	21	105	産休明け	２時間(30)
33	3	王子北 ◆2	王子 3-23-7-113	03-3913-3577	9	16	18	18	18	18	97	６カ月以上	２時間(20)
34	15	滝野川北	滝野川 3-79-1-101	03-5907-6220	6	31	32	32	32	32	165	８カ月以上	２時間(30)
35	16	滝野川西	滝野川 6-84-12	03-3916-3225	12	20	20	20	20	20	112	８カ月以上	２時間(30)
36	18	西ケ原東	西ケ原 3-19-11	03-3918-8251	11	13	13	22	22	22	103	８カ月以上	２時間(30)
37	56	西ケ原南	西ケ原 4-51-28	03-3576-1023	9	18	18	18	18	18	99	８カ月以上	２時間(30)
38	19	中里	中里 3-11-18	03-3915-5157	18	26	33	33	33	33	176	産休明け	２時間(30)
39	24	東田端	東田端 2-13-2-101	03-3893-1137	14	24	24	26	26	26	140	産休明け	２時間(40)

※1.「12.桜田北」「16.豊島東」「17.堀船南」「30.王子本町」には分園を設置し、低年齢児と高年齢児の保育を分けて行っています。本園と分園で一体的運営ができるよう近隣に設置していますが、本園とは所在地が異なりますので、ご注意ください。保護者の皆さまには、本園で保育する歳児のお子さんは本園に、分園で保育する歳児のお子さんは分園に、それぞれ送迎していただきます。給食は、本園で調理したものを提供します。なお、保育園入園の要件が継続する限り、本園または分園のクラスで引き続きお預かりします。

※2. 公設公営の産休明け実施園では、０歳の定員のうち、６カ月未満のお子さんについて、「1.浮間」は７名まで、「6.西が丘」「7.志茂北」「11.東十条東」「18.滝野川」は５名までお預かりできます。

◆1 桐ケ丘南保育園は、令和 11 年度末までの運営を予定しています。（令和 12 年３月末閉園予定）

◆2 王子北保育園は、今後、園舎建替に伴う隣接地への移転を予定しています。（令和９年７月頃に移転予定）

就学前までの私立保育所

就学前までの私立保育所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
1	64	さくらさくみらい　浮間	浮間 2-23-17	03-5918-8902	6	12	14	15	15	15	77	産休明け	２時間
2	1840	浮間さくら ※1	浮間4-32-20-2F	03-6279-8741	6	8	8	9	9	10	50	６カ月以上	１時間
3	52	キッズタウンうきま	浮間 5-13-1	03-5914-1332	10	15	20	25	25	25	120	産休明け	１時間
4	53	キッズタウンうきま夜間 ※2	浮間 5-13-1	03-5914-1332	5	5	5	5	5	5	30	産休明け	※2
5	60	アスクうきま	浮間 4-14-9	03-5916-6571	6	15	17	17	17	18	90	産休明け	２時間
6	98	明日香	浮間 4-1-3	03-5916-1088		12	12	12	12	12	60	１歳児以上	―
7	1832	うきま絆（分園） ※3	浮間 3-1-55 さくらビル２階	03-5918-9941		10	10				68	１歳児以上	１時間
	1833	うきま絆 ※3	浮間 3-1-55 河野ビル２階					16	16	16			
8	84	北赤羽せせらぎ	赤羽北 2-14-13	03-5948-8856	6	12	15	15	16	16	80	産休明け	１時間
9	65	赤羽北のぞみ	赤羽北 3-6-10	03-3900-1208	10	18	18	18	18	18	100	産休明け	１時間
10	1793	あーと&えいごが好きになる保育園 きりがおか	桐ケ丘 1-7-17	03-5948-8280	9	20	23	23	23	23	121	産休明け	２時間
11	49	日の基	桐ケ丘 1-21-41	03-3909-2223	12	22	24	30	30	30	148	産休明け	１時間
12	48	法善寺	赤羽台 3-24-2	03-3900-9606	12	15	18	18	18	19	100	産休明け	１時間
13	85	フレーベル西が丘みらい園	赤羽西 6-2-20	03-5948-8030	4	10	10	10	10	11	55	産休明け	１時間
14	50	テーオーシー	西が丘 3-16-15	03-3900-3077	9	29	30	34	34	34	170	産休明け	１時間
15	67	あおば保育園 西が丘	上十条 5-12-8	03-5948-8212	6	12	13	13	13	13	70	産休明け	１時間
16	61	グローバルキッズ コトニア赤羽園	中十条 4-17-1	03-3905-5755	9	15	15	17	17	17	90	産休明け	２時間
17	63	ぽけっとランド赤羽	赤羽 2-57-9	03-5939-4636	9	20	24	26	26	26	131	産休明け	２時間
18	1797	にじいろ保育園志茂	志茂 1-19-11	03-6903-9545	9	15	15	15	15	15	84	産休明け	２時間
19	86	グローバルキッズ志茂	志茂 3-45-6	03-6903-8711	5	6	6	6	6	6	35	産休明け	２時間
20	1829	グローバルキッズ志茂第二	志茂 3-12-3	03-6903-9710		10	12	16	16	16	70	１歳児以上	２時間
21	55	つちっこ	志茂 3-11-6	03-3903-6160	9	13	13	13	13	13	74	産休明け	３時間
22	51	神谷 ※4	神谷 2-36-8	03-3901-8338		6	11	11	11	11	50	１歳児以上	―
23	59	うぃず東十条	東十条 5-8-16	03-5939-6091	6	8	10	12	12	12	60	産休明け	２時間
24	66	にじいろ保育園王子	王子 5-1-40	03-6903-2450	6	10	11	11	11	11	60	産休明け	２時間
25	1796	王子神谷雲母	王子 5-22-3	03-5902-3777	3	9	12	12	12	12	60	産休明け	２時間
26	81	ベネッセ 王子神谷	王子 5-1-70	03-5902-4520	6	12	13	13	13	13	70	産休明け	２時間
27	54	キッズタウン東十条	東十条 3-18-40	03-5902-7055	11	15	16	16	16	16	90	産休明け	３時間
28	25	聖母の騎士	中十条 1-28-13	03-3908-5905		12	12	13	14	14	65	１歳児以上	１時間
29	1826	クオリスキッズ王子	王子 3-10-14	03-6908-4260		10	13	14	14	14	65	１歳児以上	２時間
30	26	王子隣保館	王子 2-19-21	03-3912-3388	12	19	19	20	20	20	110	産休明け	１時間
31	27	豊川	王子 6-4-10	03-3911-4661	6	14	16	16	16	20	88	産休明け	１時間
32	82	としま みつばち	豊島 7-8-7	03-6903-3290	12	25	25	25	25	25	137	産休明け	２時間
33	29	クラブ	豊島 3-4-15	03-3911-0324	10	18	20	20	21	21	110	産休明け	１時間
34	69	キッズガーデン北区豊島	豊島 4-12-1	03-5390-0806	9	12	14	15	15	15	80	６カ月以上	２時間
35	28	ふくし	豊島 2-20-5	03-3911-6305	12	12	12	12	12	13	73	産休明け	１時間
36	70	アイグラン保育園王子	王子 1-27-8	03-6903-0350	9	10	12	15	17	17	80	産休明け	２時間
37	31	木の実	堀船 3-23-6	03-3911-5476	10	12	12	12	12	12	70	産休明け	１時間
38	1792	おうじ絆 ※5	滝野川2-43-5	03-6903-5293		11	12	12	12	12	59	１歳児以上	１時間.※5
39	32	宮元	滝野川 3-77-8	03-3916-1401	6	8	9	12	12	12	59	６カ月以上	―
40	100	キッズガーデン北区滝野川	滝野川 6-30-2	03-5944-5037	9	10	12	15	15	15	76	６カ月以上	２時間
41	1828	キッズハーモニー・たきのがわ	滝野川 7-4-1	03-5961-2280	3	6	6	8	8	9	40	産休明け	２時間
42	99	インターナショナル うぃず滝野川	滝野川 6-9-4	03-5980-7377		9	10	13	13	13	58	１歳児以上	２時間
43	57	はとぽっぽ	滝野川 6-21-19	03-5980-7603	6	10	11	11	11	11	60	８カ月以上	１時間
44	96	ポピンズナーサリー スクール王子 ※6	王子 1-23-5 ﾄﾞﾗｺﾞﾝｽｸｴｱﾋﾞﾙ4F	03-5902-5821	9	12	12				72	産休明け	２時間
	1839	ポピンズナーサリー スクール王子（分園） ※6	西ケ原 2-8-1-124	03-6903-5275				13	13	13			
45	30	まごころ会	上中里 2-37-2	03-3911-5584	9	11	15	15	15	15	80	産休明け	１時間
46	1838	太陽の子上中里	上中里 1-47-5	03-5972-4722		10	12	16	16	16	70	１歳児以上	２時間
47	1827	まなびの森保育園上中里	上中里 1-26-12	03-6903-5530		12	12	12	12	12	60	１歳児以上	２時間
48	1794	MIWA たばた	田端 5-11-8	03-5842-1409	6	15	16	16	16	16	85	産休明け	２時間
49	1830	アルオン	田端 2-10-5	03-5809-0940		12	12	12	12	12	60	１歳児以上	２時間
50	62	田端聖華	田端１-22-7	03-5814-0800	9	15	24	37	37	37	159	産休明け	２時間

51	1795	Ｇａｋｋｅｎほいくえん 田端	田端 1-12-17	03-3824-2101	6	10	10	11	11	11	59	産休明け	２時間
52	90	さくらキッズ ※7	東田端 2-7-13	03-3800-6731	6	11	11				28	３カ月以上	１時間
	1798	さくらキッズ（分園）※7	東田端 2-8-12	03-3800-6722				11	11	11	33		
53	83	にじいろ保育園田端新町	田端新町 2-31-2	03-5901-9070	5	7	10	10	10	10	52	産休明け	２時間

※1.「2.浮間さくら」の開園時間は午前７時 30 分から午後６時 30 分までです。延長保育は午後６時 30 分からです。
※2.「4.キッズタウンうきま夜間」の通常開園時間は午前 11 時～午後 10 時です。延長保育は、朝型延長は午前９時～11 時の２時間、夜型延長は午後 10 時～午後 11 時の１時間です。28 ページ「夜間保育の利用申請」の利用基準等を確認の上、ご申請ください。
※3.「7.うきま絆」の３歳クラスは「うきま絆(分園)」のお子さんを、保育園入園の要件が継続する限り、引き続きお預かりします。
※4.「22.神谷」の開園時間は午前７時 30 分から午後６時 30 分までです。
※5.「38.おうじ絆」の延長保育について、土曜日は実施していません。
※6.「44.ポピンズナーサリースクール王子(分園)」の３歳クラスは「ポピンズナーサリースクール王子」のお子さんを、保育園入園の要件が継続する限り、引き続きお預かりします。
※7.「52.さくらキッズ(分園)」の３歳クラスは「さくらキッズ」のお子さんを、保育園入園の要件が継続する限り、引き続きお預かりします。

２～３歳クラスまでの区立保育所（公設公営）・２歳クラスまでの私立保育所

２～３歳クラスまでの区立保育所（公設公営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
1	97	神谷北つぼみ	神谷 2-42-4	03-5249-4977		37	37	37			111	1 歳児以上	―
2	91	桜田つぼみ	王子 5-2-12	03-3919-6252		45	45	45			135	1 歳児以上	―
3	87	音無つぼみ	滝野川 2-52-9	03-5974-4131		25	25				50	1 歳児以上	―

２歳クラスまでの私立保育所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員				入園年齢	延長保育
					０歳	１歳	２歳	合計		
1	89	グローバルキッズ王子園	堀船 1-1-2	03-5390-0326	6	16	16	38	産休明け	２時間
2	95	ポピンズナーサリースクール田端	田端 6-1-1 田端 ASUKA タワー2F	03-5815-2131	9	23	26	58	産休明け	２時間
3	1791	たばた絆 ※1	田端新町 1-8-15-101	03-6240-8938	6	8	8	22	３カ月以上	１時間 ※1

※1.「3.たばた絆」の延長保育について、土曜日は実施していません。

地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所）

小規模保育事業所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員					入園年齢	延長保育
					０歳	１歳	２歳	3～5 歳	合計		
1	1784	志茂つくし ※2	志茂 5-5-4-1F	03-3903-5232	6	6	6		18	３カ月以上	１時間
2	1762	ぬくもりのおうち保育 赤羽園	赤羽 2-10-2-2F	03-6903-8813	6	6	7		19	産休明け	１時間
3	1706	ゆうひが丘保育園王子神谷 ※1	豊島 8-25-3	03-6903-3237	4	7	8		19	産休明け	１時間
4	1786	サンベビー ※1,3	東十条 4-5-15	03-6903-3642	4	7	8		19	産休明け	１時間 ※3
5	1704	ベベ・ア・パリ保育園 東十条	東十条 4-5-18-1F	03-6903-2482	1	8	10		19	産休明け	１時間
6	1705	サンライズキッズ保育園北区園 ※1,2	中十条 2-13-23	050-5807-2162	3	7	8		18	４カ月以上	１時間半
7	1842	ちいはぐ・十条 ※2	上十条 2-13-1-103	03-3908-2323	6	6	6		18	産休明け	１時間半
8	1776	キッズパオ王子あおぞら園 ※1,2	王子 4-16-5-102	03-5944-6306	4	7	8		19	産休明け	１時間
9	1763	ゆうひが丘保育園豊島 ※1	豊島 1-34-1	03-6903-2072	3	7	9		19	産休明け	１時間
10	1772	ぬくもりのおうち保育 飛鳥山園	滝野川 1-63-6	03-5980-7883	6	6	7		19	産休明け	１時間
11	1766	アルタベビー滝野川園 ※3	滝野川 1-93-5	03-6903-6618	4	8	7		19	３カ月以上	１時間 ※3
12	1774	正光寺保育園 板橋駅前園 ※1,2	滝野川 7-2-14-2F	03-6903-7262	6	6	7		19	産休明け	１時間
13	1761	ぬくもりのおうち保育 滝野川園	滝野川 7-33-8	03-5980-8531	3	4	5		12	産休明け	１時間
14	1775	ほっぺるランド滝野川	滝野川 7-21-14-1F	03-5961-3916	3	8	8		19	産休明け	２時間
15	1836	西ケ原ひなた	西ケ原 1-61-15-101	03-6903-4698	6	6	7		19	産休明け	２時間
16	1783	MIRATZ 駒込	中里 2-3-5-1F	03-6903-6573	6	6	7		19	産休明け	１時間
17	1709	MIRATZ 田端新町	田端新町 3-7-9-1F	03-6807-8936	3	7	9		19	産休明け	１時間

※1.「3.ゆうひが丘保育園王子神谷」「4.サンベビー」「6.サンライズキッズ保育園北区園」「8.キッズパオ王子あおぞら園」「9.ゆうひが丘保育園豊島」「12.正光寺保育園 板橋駅前園」は、一時預かり保育を実施しています。詳しくは 37 ページ「その他の制度」をご覧ください。
※2.「1.志茂つくし」「6.サンライズキッズ保育園北区園」「7.ちいはぐ・十条」「8.キッズパオ王子あおぞら園」「12.正光寺保育園 板橋駅前園」の開園時間は午前７時 30 分から午後６時 30 分までです。延長保育は午後６時 30 分からです。
※3.「4.サンベビー」「11.アルタベビー滝野川園」の延長保育について、土曜日は実施していません。

事業所内保育事業所（地域枠）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員					入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3~5歳	合計		
1	1770	ヤクルト赤羽	赤羽1-36-1	03-3901-5950		6	6		12	1歳児以上	1時間
2	1769	ヤクルト西ヶ原	西ケ原4-47-4-1F	03-3949-4330		5	5		10	1歳児以上	1時間

※　事業所内保育事業所（地域枠）の開園時間は午前７時30分から午後６時30分までです。延長保育は午後６時30分からです。

家庭的保育事業所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員			入園年齢	延長保育
					0~2歳	3~5歳	合計		
1	1835	はまだすまいる保育室	上十条2-26-4	03-3909-5845	5		5	産休明け	―
2	1837	まつむら保育室 東十条	東十条5-17-13	03-3902-3712	5		5	産休明け	―

※「家庭的保育事業所」は**午前８時30分から午後４時30分までの「保育短時間」**でのご利用となります。
※休園日は土曜、日曜、祝日、年末年始です。午後４時30分以降のスポット利用については各施設に直接お問い合わせください。

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）

障害や疾病等により個別の医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難であると認められるお子さんの自宅へ保育者を派遣し、１対１で保育を行います。

保育課入園相談係での利用申請の前に、保育運営事業者へお子さんの障害や疾病等の状況をご相談ください。

居宅訪問型保育事業

番号	施設コード	事業名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	1760	障害児訪問保育アニー	児童の自宅で保育	03-6811-0907	※	設定なし					―	―	―

事業・保育運営事業者

障害児訪問保育アニー　認定NPO法人フローレンス
【問い合わせ先】03-6811-0907
【ホームページ】障害児訪問保育アニーWebサイト　https://annie-hoiku.jp/
右記のコードからもアクセス可能です。

対象となるお子さん

原則、未就学のお子さんで保育の必要性があり、以下の障害児や医療的ケアを必要とするお子さんが対象となります。

◆主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児等
◆口鼻腔吸引、経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）、酸素等の医療的ケアを必要とするお子さん
◆事業者との相談により預かりが可能と判断されたお子さん
※ 乳児（満１歳未満）のお子さんについては、上記保育運営事業者へご相談をお願いします。
◇ 上記医療的ケア以外のお子さん（例：気管切開、人工呼吸器など）については、まずは保育運営事業者までお問い合わせください。
◇ お子さんの症状や医療的ケアの内容によっては対応できかねる場合があります。

保育時間

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです）
午前８時00分～午後６時00分までのうち、最大８時間
◇ 気管切開をしている、または人工呼吸器等を使用している呼吸器系疾患のあるお子さんについては、保育時間が週12時間（３時間×週４日）程度になる場合があります。また、保育中にご家族の在宅をお願いする場合があります。お子さんの体調によりますので、詳しくは事業者までお問い合わせください。

食事

給食の提供はありません。保護者が用意した食事を保育者が提供します。

認定こども園（保育部分）

認定こども園（保育部分）の利用申請にあたっては、事前に施設の見学や説明会への参加が必須です。事前に利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

区立認定こども園（保育部分）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
1	1843	さくらだこども園	王子 5-2-6-103	03-3914-8486					30	30	60	４歳児以上	－
2	1845	うめのきなかよしこども園	西が丘 2-21-15	03-3906-7643					10	10	20	４歳児以上	－

※ 教材費、ＰＴＡ会費、被服等の経費がかかります。詳しくは、直接園にお問い合わせください。
※ その他問い合わせ先：北区教育委員会事務局学校支援課学校支援係　03-3908-9293

私立認定こども園（保育部分）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
3	1703	赤羽こども園	赤羽西 1-36-1	03-3906-6282				35	35	35	105	３歳児以上	－
4	1841	木内鳩の家幼稚園	滝野川 6-39-15	03-3916-0940				10	10	10	30	３歳児以上	－
5	1847	上中里幼稚園	上中里 2-2-3	03-3912-4155				10	10	10	30	３歳児以上	－
6	1853	樫の木幼稚園	西ケ原 4-48-3	03-3917-6632				6	7	7	20	３歳児以上	－
7	1855	明日香幼稚園	浮間 4-2-1	03-3966-9750				10	10	10	30	３歳児以上	－

※「3.赤羽こども園」は、赤羽幼稚園が運営しています。
※ 開園時間は、いずれの園も午前７時 30 分から午後６時 30 分です。
※「3.赤羽こども園」は、第２・４土曜（８月のみ第２・３土曜）が休園日、「4.木内鳩の家幼稚園」「5.上中里幼稚園」「6.樫の木幼稚園」「7.明日香幼稚園」は、土曜は全て休園日です。また、日曜、祝日、年末年始のほか、お盆休み期間や開園記念日等が休園日の場合があります。詳しくは、直接園にお問い合わせください。
※ 園によって入園料等、給食費、教材費、用品代、行事費、保護者会費等の経費がかかります。詳細は、直接園にお問い合わせください。

歳児別クラス表

	令和８年度	令和９年度
5歳クラス	令和 2(2020)年４月２日～令和 3(2021)年４月１日	令和 3(2021)年４月２日～令和 4(2022)年４月１日
4歳クラス	令和 3(2021)年４月２日～令和 4(2022)年４月１日	令和 4(2022)年４月２日～令和 5(2023)年４月１日
3歳クラス	令和 4(2022)年４月２日～令和 5(2023)年４月１日	令和 5(2023)年４月２日～令和 6(2024)年４月１日
2歳クラス	令和 5(2023)年４月２日～令和 6(2024)年４月１日	令和 6(2024)年４月２日～令和 7(2025)年４月１日
1歳クラス	令和 6(2024)年４月２日～令和 7(2025)年４月１日	令和 7(2025)年４月２日～令和 8(2026)年４月１日
0歳クラス	令和 7(2025)年４月２日　生まれ以降	令和 8(2026)年４月２日　生まれ以降

０歳クラス 入園可能年月日	産休明け実施園 ※	３カ月以上の園	６カ月以上の園	８カ月以上の園
令和8年11月1日	令和8年９月５日生まれ以前	令和8年８月１日生まれ以前	令和8年５月１日生まれ以前	令和8年３月１日生まれ以前
令和8年12月1日	令和8年 10 月５日生まれ以前	令和8年９月１日生まれ以前	令和8年６月１日生まれ以前	令和8年４月１日生まれ以前
令和９年１月１日	令和8年 11 月５日生まれ以前	令和8年 10 月１日生まれ以前	令和8年７月１日生まれ以前	令和8年５月１日生まれ以前
令和９年２月１日	令和8年 12 月６日生まれ以前	令和8年 11 月１日生まれ以前	令和8年８月１日生まれ以前	令和8年６月１日生まれ以前
令和９年３月１日	３月入園は利用調整を行っていません			
令和９年４月１日	令和９年２月３日生まれ以前	令和９年１月１日生まれ以前	令和8年 10 月１日生まれ以前	令和8年８月１日生まれ以前
令和９年５月１日	令和９年３月５日生まれ以前	令和９年２月１日生まれ以前	令和8年 11 月１日生まれ以前	令和8年９月１日生まれ以前
令和９年６月１日	令和９年４月５日生まれ以前	令和９年３月１日生まれ以前	令和8年 12 月１日生まれ以前	令和8年 10 月１日生まれ以前
令和９年７月１日	令和９年５月５日生まれ以前	令和９年４月１日生まれ以前	令和９年１月１日生まれ以前	令和8年 11 月１日生まれ以前
令和９年８月１日	令和９年６月５日生まれ以前	令和９年５月１日生まれ以前	令和９年２月１日生まれ以前	令和8年 12 月１日生まれ以前
令和９年９月１日	令和９年７月６日生まれ以前	令和９年６月１日生まれ以前	令和９年３月１日生まれ以前	令和９年１月１日生まれ以前
令和９年 10 月１日	令和９年８月５日生まれ以前	令和９年７月１日生まれ以前	令和９年４月１日生まれ以前	令和９年２月１日生まれ以前

※ 産休明け実施園では、生まれた日を含めて 58 日を過ぎた翌月１日（58 日目が月の１日の場合は、その月）からお預かりできます。
（例）令和8年9月１０日生まれの場合、生まれた日を含めて 58 日目は 11 月６日です。その翌月からお預かりが可能となるので、12 月１日から入園の申請が可能となります。

地図

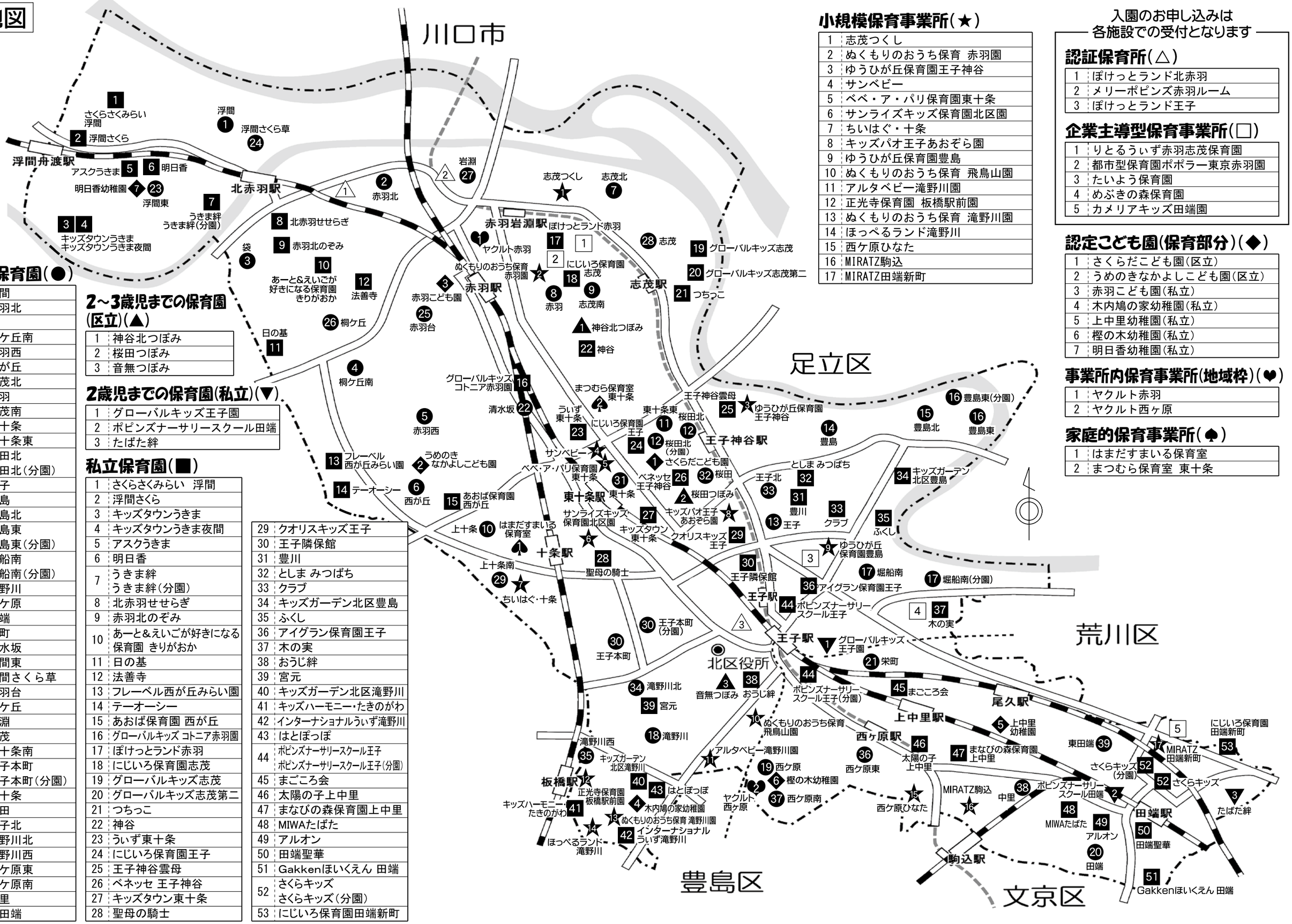

区立保育園(●)

1	浮間
2	赤羽北
3	袋
4	桐ケ丘南
5	赤羽西
6	西が丘
7	志茂北
8	赤羽
9	志茂南
10	上十条
11	東十条東
12	桜田北 桜田北(分園)
13	王子
14	豊島
15	豊島北
16	豊島東 豊島東(分園)
17	堀船南 堀船南(分園)
18	滝野川
19	西ケ原
20	田端
21	栄町
22	清水坂
23	浮間東
24	浮間さくら草
25	赤羽台
26	桐ケ丘
27	岩淵
28	志茂
29	上十条南
30	王子本町 王子本町(分園)
31	東十条
32	桜田
33	王子北
34	滝野川北
35	滝野川西
36	西ケ原東
37	西ケ原南
38	中里
39	東田端

2～3歳児までの保育園(区立)(▲)

1	神谷北つぼみ
2	桜田つぼみ
3	音無つぼみ

2歳児までの保育園(私立)(▼)

1	グローバルキッズ王子園
2	ポピンズナーサリースクール田端
3	たばた絆

私立保育園(■)

1	さくらさくみらい　浮間
2	浮間さくら
3	キッズタウンうきま
4	キッズタウンうきま夜間
5	アスクうきま
6	明日香
7	うきま絆 うきま絆(分園)
8	北赤羽せせらぎ
9	赤羽北のぞみ
10	あーと&えいごが好きになる保育園 きりがおか
11	日の基
12	法善寺
13	フレーベル西が丘みらい園
14	テーオーシー
15	あおば保育園 西が丘
16	グローバルキッズ コトニア赤羽園
17	ぽけっとランド赤羽
18	にじいろ保育園志茂
19	グローバルキッズ志茂
20	グローバルキッズ志茂第二
21	つちっこ
22	神谷
23	ういず東十条
24	にじいろ保育園王子
25	王子神谷雲母
26	ベネッセ 王子神谷
27	キッズタウン東十条
28	聖母の騎士
29	クオリスキッズ王子
30	王子隣保館
31	豊川
32	としま みつばち
33	クラブ
34	キッズガーデン北区豊島
35	ふくし
36	アイグラン保育園王子
37	木の実
38	おうじ絆
39	宮元
40	キッズガーデン北区滝野川
41	キッズハーモニー・たきのがわ
42	インターナショナルういず滝野川
43	はとぽっぽ
44	ポピンズナーサリースクール王子 ポピンズナーサリースクール王子(分園)
45	まごころ会
46	太陽の子上中里
47	まなびの森保育園上中里
48	MIWAたばた
49	アルオン
50	田端聖華
51	Gakkenほいくえん 田端
52	さくらキッズ さくらキッズ(分園)
53	にじいろ保育園田端新町

小規模保育事業所(★)

1	志茂つくし
2	ぬくもりのおうち保育　赤羽園
3	ゆうひが丘保育園王子神谷
4	サンベビー
5	ベベ・ア・パリ保育園東十条
6	サンライズキッズ保育園北区園
7	ちいはぐ・十条
8	キッズパオ王子あおぞら園
9	ゆうひが丘保育園豊島
10	ぬくもりのおうち保育　飛鳥山園
11	アルタベビー滝野川園
12	正光寺保育園　板橋駅前園
13	ぬくもりのおうち保育　滝野川園
14	ほっぺるランド滝野川
15	西ケ原ひなた
16	MIRATZ駒込
17	MIRATZ田端新町

入園のお申し込みは
各施設での受付となります

認証保育所(△)

1	ぽけっとランド北赤羽
2	メリーポピンズ赤羽ルーム
3	ぽけっとランド王子

企業主導型保育事業所(□)

1	りとるうぃず赤羽志茂保育園
2	都市型保育園ポポラー東京赤羽園
3	たいよう保育園
4	めぶきの森保育園
5	カメリアキッズ田端園

認定こども園(保育部分)(◆)

1	さくらだこども園(区立)
2	うめのきなかよしこども園(区立)
3	赤羽こども園(私立)
4	木内鳩の家幼稚園(私立)
5	上中里幼稚園(私立)
6	樫の木幼稚園(私立)
7	明日香幼稚園(私立)

事業所内保育事業所(地域枠)(♥)

1	ヤクルト赤羽
2	ヤクルト西ヶ原

家庭的保育事業所(♠)

1	はまだすまいる保育室
2	まつむら保育室　東十条

第５章 認可保育園の利用調整

利用調整方法

「父の選考指数」＋「母の選考指数」＋「調整指数」＝「世帯の保育指数」

選考指数とは：保育を必要とする理由とその状況により決まる点数です。父母それぞれに最高１０点から最低３点（27 ページ「復職に関する申出書」を提出の場合は最低１点）が付きます。

父
週５日･週 40 時間就労
⑩点

＋

母
週５日･週 30 時間就労
⑨点

＝

世帯の選考指数
⑲点

父または母
週５日･週 40 時間就労
⑩点

＋

父または母
不存在
⑩点

＝

ひとり親世帯の
選考指数
⑳点

調整指数とは：世帯の状況に応じて加点または減点される点数です。

① 加点の調整指数同士は合算しません。

ひとり親
③点

きょうだい
在籍または申請
②点

調整指数 ＋③点

② 加点と減点の調整指数は合算します。

ひとり親
③点

きょうだい
在籍または申請
②点

保育料滞納
－④点

調整指数 －①点

世帯の保育指数は、世帯の選考指数と調整指数の合算で決定されます。

世帯の選考指数
⑲点

＋

調整指数
②点

＝

世帯の保育指数
21点

同一保育指数の場合の優先項目とは：保育指数が同点で並んだ時に優先順位をつけるための基準です。

優先度 高↓低

①ひとり親

②お子さんを保育できる
60 歳未満の祖父母と同居していない

⋮

⑤多子世帯（未就学児３人以上）
※多子の中でもより多い世帯

⋮

⑫保育料認定の根拠となる税額が低い世帯

より上位の優先項目に
当てはまる世帯ほど優先されて
先に入園が決まります

保育の利用基準表（選考指数）

番号（類型）	保護者の状況			選考指数	実 施 期 間
1 就 労	外 勤 自 営 在宅勤務（内職）	週５日以上	週４０時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
			週３０時間以上４０時間未満の就労を常態	9	
			週２０時間以上３０時間未満の就労を常態	8	
		週４日以上	週３２時間以上の就労を常態	9	
			週２４時間以上３２時間未満の就労を常態	8	
			週１６時間以上２４時間未満の就労を常態	7	
		週３日以上	週２４時間以上の就労を常態	8	
			週１８時間以上２４時間未満の就労を常態	7	
			週１２時間以上１８時間未満の就労を常態	6	
			週１２時間以上の在宅勤務	6	
		週３日未満	月４８時間以上の就労を常態	5	
2 求 職	就労内定 （保育実施月からの就労開始がわかる就労証明書の提出がある場合）	週５日以上	週４０時間以上の就労を常態	8	３カ月以内
			週３０時間以上４０時間未満の就労を常態	7	
			週２０時間以上３０時間未満の就労を常態	6	
		週４日以上	週３２時間以上の就労を常態	7	
			週２４時間以上３２時間未満の就労を常態	6	
		週３日以上	週２４時間以上の就労を常態	6	
		月４８時間以上で上記以外の就労を常態		4	
		同一保育指数の場合の優先項目６に該当の場合		※1	
	就労未定 （就労証明書の提出がない場合）	求職、起業準備のため昼間外出を常態としている		3	
3 出 産	出 産	予定月をはさんで産前２カ月から産後２カ月までの期間		7	５カ月以内
4 疾 病 負 傷 ・ 障 害	疾病・負傷	入院	１カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌月末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症	10	
			一般療養	8	
	心身障害	身体障害者手帳１級・２級、愛の手帳１度・２度・３度 精神障害者保健福祉手帳１級・２級・３級		10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度		8	
		身体障害者手帳４級		6	
5 看 護 介 護	施設付添	週５日以上の常時付添が必要		10	付添、送迎、看護・介護を要しなくなる月の翌月末日まで
		週４日以上の常時付添が必要		9	
		週３日以上の常時付添が必要		8	
	施設送迎	週３日以上送迎が必要		7	
	自宅看護・介護 （別居の児童の祖父母を含む）	重度のため常時看護・介護が必要		9	
		上記以外の看護・介護が必要		6	
6 災害復旧	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合			10	災害の復旧が終了する月の末日まで
7 就 学 ・ 職業訓練	就学・職業訓練	月４８時間以上の就学又は職業訓練を常態		※1	就学・職業訓練の期間が満了する月の末日まで
		月４８時間未満の就学又は職業訓練を常態		3	
	就学内定 職業訓練内定	月４８時間以上の就学又は職業訓練を常態		※2	３カ月以内
		月４８時間未満の就学又は職業訓練を常態		3	
8 そ の 他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合			※3	※3

※1「2.求職」の「就労内定」の「同一保育指数の場合の優先項目6に該当の場合」の選考指数、および「7.就学・職業訓練」の「就学・職業訓練」の「月４８時間以上の就学又は職業訓練を常態 」の選考指数は「1.就労」の選考指数を準用します。

※2「7.就学・職業訓練」の「就学内定・職業訓練内定」の「月４８時間以上の就学又は職業訓練を常態 」の選考指数は「2.求職」の選考指数を準用します。

※3「8.その他」の選考指数と実施期間は他類型１～７の選考指数と実施期間を準用し決定します。

上表の番号（類型）および用語の説明

◆「1.就労」「2.求職」の保護者の状況は就労証明書で確認します。「1.就労」の「外勤」は居宅外において就労すること、「自営」は自ら業を営むこと、「在宅勤務」は居宅内において就労することを指します。

◆「4.疾病・負傷」の「居宅内療養」について、「常時臥床」は医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が１カ月以上継続していることが確認できること、「精神性の疾病」は精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等が確認できること、「一般療養」は医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く）のため通院及び療養を必要としていることが確認できることを指します。

◆「5.看護・介護」の「施設付添」は心身障害児の学校もしくは訓練施設での学習及び訓練に昼間付き添っていること又は病院等に入院している者に昼間付き添っていること、「施設送迎」は心身障害児の学校もしくは訓練施設の登下校の送迎を行っていること又は病院等の通院、介護施設等への通所のため送迎を行っていることを指します。

調整指数

番号	条　件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	＋３
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	＋３
3	保護者が区内の保育所･認定こども園･地域型保育事業･認証保育所･家庭福祉員･企業主導型保育事業に、保育士･保育教諭として、週３日以上かつ週 30 時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる世帯	＋３
4	同居のきょうだいが認可保育園に在園している世帯、または、同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	＋２
5	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度４月入園の申請をしている世帯**（４月入園のみ適用）**	＋２
6	生計中心者が失業している世帯（就労未定の場合のみ適用）	＋１
7	在園児または卒園児が保育料を過去３カ月分以上滞納している世帯	－４

◆ 番号３の適用は就労実績の確認ができ、かつ保育士証の写しの提出があった場合に限ります。

同一保育指数の場合の優先項目

優先項目	条　件
1	ひとり親世帯（ほかに 60 歳未満の同居人がいない世帯）
2	申請中のお子さんを保育できる 60 歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切日現在、保育料の滞納がない世帯
4	選考指数が高い世帯（調整指数を加える前の選考指数で判断します）
5	多子世帯（利用申請締切日現在、就学前のお子さんの人数が３人以上でより多い世帯）
6	保護者が区内の保育所･認定こども園･地域型保育事業･認証保育所･家庭福祉員･企業主導型保育事業に、保育士･保育教諭として、週３日以上かつ週 30 時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる（直近３カ月の就労実績が全て月４８時間未満の場合は除く）又は週３日以上かつ週 30 時間以上就労を予定している世帯
7	同居のきょうだいが同一の認可保育園に在園している場合
8	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度４月入園の申請をしている世帯**（４月入園のみ適用）**
9	父母のいずれかが身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
10	父母共に選考指数の類型が就労に該当する世帯（父母の片方の選考指数の類型が不存在等に該当し、もう片方の選考指数の類型が就労に該当する場合も含む）
11	申請中のお子さんを申請締切日時点で認証保育所･家庭福祉員･ベビーホテル･事業所内保育事業（地域型保育事業は除く）･企業主導型保育事業･ベビーシッターに有償で月 48 時間以上預けている世帯（保護者が育児休業中の場合又は選考指数の類型が求職に該当する場合は除く）
12	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯

◆ 優先項目６の適用は保育士証の写しの提出があった場合に限ります。
◆ 優先項目７は対象となる園にのみ適用されます。
◆ 優先項目 11 に該当する世帯のうち、該当のお子さんを認可保育園に並行して預けている世帯の適用については、令和 10 年４月入園の利用調整から変更を予定しています。詳しくは令和９年 10 月発行予定の保育利用案内をご確認ください。

北区では､｢東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則｣に基づいて利用調整を行っています。23 ページ「保育の利用基準表（選考指数）」のとおり、保育を必要とする理由によって選考指数の算定方法が異なります。なお、期日までに｢保育を必要とすることを証明する書類｣が届かない場合、就労未定の「選考指数３」となります。

◇利用調整のポイント◇

- 世帯の保育指数の高い順（同点の場合は「同一保育指数の場合の優先項目」の順）に利用調整を行います。保育指数 23 の世帯の利用調整が終了した後、保育指数 22 の世帯の利用調整に進みます。抽選や先着順ではありません。
- 希望園の順位は利用調整の順番に影響しません。希望順位の高い園から入園可能かどうかを確認し、入園可能な園があった段階でその園に内定となります。それより下位の希望園は利用調整を行いません。希望園は、空き状況や申請状況にかかわらず、利用したい順番にご記入ください。

「就労」の選考指数の決定方法

「就労」の選考指数は「就労証明書」の「No.6 就労時間」に記載された「雇用契約上の就労日数・就労時間」と「No.7 就労実績」に記載された「実際の就労日数・就労時間」を 23 ページ「保育の利用基準表（選考指数）」に当てはめて、すべてが基準を満たしているものを適用します。

「雇用契約上の就労時間」が月 48 時間以上にも関わらず「実際の就労時間」が月 48 時間に満たない場合は、就労内定の「選考指数４」を適用します。また、「雇用契約上の就労時間」が月 48 時間に満たない場合は、保育の必要性を「就労」で認定するために必要な最低限の就労時間（月 48 時間）を下回るため、就労未定とみなし「選考指数３」を適用します。

「No.7 就労実績」について

- ３カ月分の記載の中から、最も高い選考指数がつく月の就労実績を採用します。ただし、「実際の就労日数・就労時間」として採用できるのは「雇用契約上の就労日数・就労時間」を上限とします。このため、「実際の就労日数・就労時間」が「雇用契約上の就労日数・就労時間」を超えていても「雇用契約上の就労日数・就労時間」から適用できる選考指数よりも、高い選考指数がつくことはありません。
- 育児休業取得中の方は、「No.9 育児休業の取得」の記載内容を確認の上、育児休業取得開始日の直前の３カ月分を確認します。（産前産後休業から続けて育児休業を取得している場合は、産前休業開始日の直前の３カ月分）
- 採用されてから間もないために就労実績の記載がない場合、就労実績の確認ができるまでは、就労内定の選考指数を準用します。ただし、23 ページ「保育の利用基準表（選考指数）」にある就労内定の「選考指数４」とあるものは「選考指数５」に読み替えて選考指数を準用します。
- 就労実績の「就労日数」について、祝祭日等の関係により、ひと月に就労できる日数が雇用契約上の日数未満になる場合は、その月の就労できる日数に欠勤がない場合に限り、雇用契約上の日数通りに就労した実績があるものとみなします。ただし、「No.6 就労時間」の記載が変則就労である等、職場の休日が不明確でひと月の営業日数を見積もることができない場合を除きます。

「就労」の選考指数の決定例

【契約上の就労日数・就労時間】

就労日数 一月あたり 20 日・一週あたり５日 **就労時間（休憩含む）** 月 160 時間・週 40 時間・日８時間

就労時間帯 ９：00～17：00 （週５日×8 時間）

【就労実績（３カ月のうち一番高い月）】

就労日数 20 日（有給休暇含む） **就労時間（休憩・残業時間含む）** 月 150 時間

＜決定例＞

「雇用契約上の就労日数・就労時間」は「週５日以上・週 40 時間以上の就労を常態」を満たしているため、選考指数「10」になります。しかし、「実際の就労日数・就労時間」を「No.7 就労実績」の「就労日数」および「就労時間」で確認すると、「就労時間」が「雇用契約上の就労時間」を下回っています。

「雇用契約上の就労時間」に実際の就労時間が伴っていないため、選考指数は「就労実績」で決定し、「週５日以上・週 30 時間以上 40 時間未満の就労を常態」の選考指数「9」を適用します。

【よくある就労証明書の記載誤りについて】 ※必ずご確認ください！！！

「休憩時間や有給休暇を取得した時間が「No.7 就労実績」の「就労日数」「就労時間」に計上されていない」といった記載誤りがよくみられます。就労時間等の誤りは、利用調整上不利になりますので、**ご自身で「No.7 就労実績」の「就労日数」「就労時間」を確認してからご提出いただきますようお願いします。**

育児短時間勤務制度利用者の選考指数の決定方法

「育児短時間勤務制度（以下「時短制度」といいます）」を利用している場合、「No.7　就労実績」の「就労時間」に記載する時間が「雇用契約上の就労時間」よりも少なくなります。時短制度利用者の就労時間について、時短制度を利用したことが利用調整上不利にならないように取り扱い、選考指数を決定します。

「就労証明書」の「No.12　育児のための短時間勤務制度利用有無」で時短制度利用中に１日６時間以上の就労時間（休憩時間を含む）が確認でき、時短制度利用中の就労実績に欠勤がなく、「就労日数」どおりに就労している場合、時短制度利用前の正規の就労時間で就労したものとみなします。

時短制度を利用後、新たに生まれたお子さんの育児休業を取得し、この取り扱いによる選考を希望する場合は、「No.12　育児のための短時間勤務制度利用有無」に時短制度を利用していた旨を記載してください。

＜決定例＞　**１日８時間就労を時短制度により１日６時間就労に変更した場合（就労日数：月 20 日（週５日））**

時短制度利用前の正規の「就労時間（160 時間＝８時間×20 日）」と利用中に欠勤なく就労できた場合の「就労時間（120 時間＝６時間×20 日）」をそれぞれ求めます。次に、「No.7　就労実績」の「就労時間」で時短制度利用中の就労時間を確認し、以下のとおり判定します。

◆「就労時間」が 120 時間以上（時短制度利用中の就労実績に欠勤がない）の場合、時短制度利用前の正規の「就労時間（160 時間）」に対して、「就労時間」も 160 時間あるものとみなして選考指数を決定します。

◆「就労時間」が 120 時間未満の場合（時短制度利用中の就労実績に欠勤がある）には、記載されている「就労時間（120 時間未満）」のとおりに選考指数を決定します。

※１日６時間未満の就労時間で時短制度を利用する場合や、時短制度により就労日数を減らす場合は、この取扱いの対象外となります。

「復職に関する申出書」を提出された方の利用調整

利用申請の際に**「復職に関する申出書」**をご提出いただいた場合、希望する期間、世帯の保育指数（選考指数・調整指数）を「2」として利用調整を行います。

※世帯の保育指数「2」による利用調整を希望しない場合は、「復職に関する申出書」の提出は不要です。

この制度は、必ず利用保留になることを約束するものではありません。希望施設の空き状況等により、内定する場合があります。**内定した場合、辞退したとしても「保育利用保留通知書」の発行はできません。**

入園内定しなかった（保留となった）場合に発行する「保育利用保留通知書」の保育指数・保留理由は次のように記載されます。

「保育利用保留通知書」の記載

保育指数：「2」

保留理由：「入所を希望する保育所に欠員がないため」など

本制度を利用中の方で、保育指数「2」による利用調整を取りやめたい場合は、各入園希望月の追加書類締切日までに「変更届」により手続きを行ってください。本来の就労状況等に基づき、利用調整を行います。

なお、育児休業の延長および育児休業給付金の支給期間の延長について、北区では一切責任を負いませんのでご注意ください。また、締切日までに利用申請がない場合、いかなる理由があっても「保育利用保留通知書」は発行されません。

- 育児休業給付金に関することは勤務先やハローワークにお問い合わせください。
  北区では案内できません。
- 育児休業給付金の延長手続きには「保育利用保留通知書」や「保育所等の利用申込書の写し※」が求められます。入園申請が必要な時期や入園申請期間等はご自身で管理してください。
  ※提出された書類は返却することができませんので、必ずご自身でコピーをお取りください。
  電子申請（LoGo フォーム）で申請される方は、送信完了画面の【入力内容を印刷する】から印刷保管してください。また、ログインして申請された方は、マイページの申請一覧ページからも該当の申請の再印刷が可能です。
  印刷方法は、右記コード区公式サイトの「申請状況照会（申請状況照会の利用方法）」からご確認ください。

夜間保育の利用申請

夜間保育はキッズタウンうきま夜間保育園で実施しています。夜間保育は就労等により午後 6 時以降も保育を必要とするお子さんを対象に、以下の「夜間保育の利用基準表」に該当する方のみご利用できます。

延長保育は開園時間前の「朝型延長」と閉園時間後の「夜型延長」の２つの形態があります。

通常開園時間　午前 11 時から午後 10 時までの最大 11 時間

朝型延長　午前 9 時から午前 11 時までの最大 2 時間　**夜型延長**　午後 10 時から午後 11 時までの 1 時間

※朝型延長、夜型延長ともに通常開園時間内に送迎できない世帯の、原則満 1 歳以上のお子さんが対象です。申込方法等については５ページをご確認ください。

利用申請の際に、以下の「夜間保育の利用基準表」に該当する証明が必要です。「1.就労」の場合、変則勤務の方は、就労証明書のほか必ず勤怠管理簿等もご提出ください。「求職活動（就労証明書の提出がない場合も含む）」など、下記基準表以外の理由で夜間保育を申請することはできません。

また、「3.特例」の方は保護者のいずれかが「1.就労」または「2.就学」に該当する場合のみ適用されます。

夜間保育の利用基準表（選考指数）

番号(類型)	保護者の状況			選考指数	実施期間
1 就労	夜間就労（変則就労が週１日以上を含む）週３日以上かつ１日４時間以上の就労	週５日以上	午後６時以降に３時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
			午後６時以降に１時間以上３時間未満の就労を常態	9	
			午後６時以降に１時間未満の就労を常態	8	
		週４日以上	午後６時以降に３時間以上の就労を常態	9	
			午後６時以降に１時間以上３時間未満の就労を常態	8	
			午後６時以降に１時間未満の就労を常態	7	
		週３日以上	午後６時以降に３時間以上の就労を常態	8	
			午後６時以降に１時間以上３時間未満の就労を常態	7	
			午後６時以降に１時間未満の就労を常態	6	
		週２日以上	午後６時以降に３時間以上の就労を常態	7	
			午後６時以降に１時間以上３時間未満の就労を常態	6	
		週１日以上	午後６時以降に３時間以上の就労を常態	6	
	常時残業		就労証明書等により常時残業の実績が、上記「夜間就労」に該当する場合	※1	
	月 48 時間以上かつ、週３日未満または１日４時間未満の就労		週２日以上、午後６時以降に１時間以上の就労	5	
	就労内定（保育実施月からの就労開始がわかる就労証明書の提出がある場合）		保育実施月から上記の「夜間就労(変則就労)」または「常時残業」に該当することが確定している場合	4	
			同一保育指数の場合の優先項目６に該当の場合	※1	
2 就学	夜間就学・職業訓練	既に就学・職業訓練のため夜間外出を常態としている場合		※1	就学・職業訓練の予定期間が満了する月の末日まで
		夜間就学・職業訓練が内定している場合		4	
3 特例	疾病・負傷	入院	１カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌月末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症	10	
			一般療養	8	
	心身障害	身体障害者手帳１級・２級、愛の手帳１度・２度・３度 精神障害者保健福祉手帳１級・２級・３級		10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度		8	
		身体障害者手帳４級		6	
	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで
4 その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに夜間保育が必要と認められる場合			※2	※2

※1.「1.就労」の「常時残業」の選考指数、「就労内定」の「同一保育指数の場合の優先項目６に該当の場合」の選考指数、および「2.就学」の「夜間就学・職業訓練」の「既に就学・職業訓練のため夜間外出を常態としている場合」の選考指数は「1.就労」の選考指数を準用します。

※2.「4.その他」の選考指数と実施期間は他類型１～3 の選考指数と実施期間を準用し決定します。

上表の番号（類型）および用語の説明

◆「1.就労」の状況は就労証明書で確認します。「夜間就労」は午後６時以降に就労することを指します。「変則就労」は就労時間が変則的であることにより、午後６時以降に就労することを指します。「常時残業」は時間外勤務により、午後６時以降に就労を常態することを指します。

◆「2.就学」の「夜間就学」は午後６時以降に就学することを指します。

◆「3.特例」の「疾病・負傷」の場合、「居宅内療養」について、「常時臥床」は医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が１カ月以上継続していることが確認できること、「精神性の疾病・感染症」は精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等が確認できること、「一般療養」は医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く）のため通院及び療養を必要としていることが確認できることを指します。

在園のための手続きと提出書類

保育園に通園できる期間は、保育を必要とする状況に応じて決定します。実施期間の詳細は 23、28 ページ「保育の利用基準表（選考指数）」および「夜間保育の利用基準表（選考指数）」の「実施期間」をご覧ください。

保育園入園後、住所や氏名の変更をはじめ、以下のような何らかの変更があった際には、保育園または保育課入園相談係に速やかに届出をしてください。「変更届」や証明書類などの提出が必要です。（北区様式）と記載のある書類は区公式サイトでダウンロードできます。

「保育の必要性」の認定は月単位でのご申請となります。保育を必要とする理由や保育必要量が変わる場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」と必要書類を変更となる月の前月末までにご提出ください。認定事由と保育必要量をさかのぼって変更することはできませんので、ご注意ください。

各証明書は、証明年月日から３カ月以内のものをご提出ください。

	提出書類	
・「保育を必要とする理由」が変わる場合 ・保育の必要量を変更したい場合	○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ○「保育を必要とする理由」に応じた必要書類（北区様式） ※８ページ「2.保育を必要とすることを証明する書類」をご参照ください。	
転職した場合	○「変更届」（北区様式）○「就労証明書」（北区様式）○退職日がわかるものの写し	
退職し、求職中となった場合	○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ※ 求職中は、「保育短時間」での認定となります。 ○「変更届」（北区様式）○退職日がわかるものの写し	
・北区内で住所が変わった場合 ・世帯構成や同居者が変わった場合 ・住民税の申告(修正を含む)をした場合	○「変更届」（北区様式） ※ 届出いただいた内容によって追加で必要書類を求める場合があります。 ※ 住民税の賦課基準日に北区外にお住まいの方が申告した場合は、住民税課税(非課税)証明書の写し等もご提出ください。（9 ページ「3.階層を決めるための書類」を参照）	
新たに生まれたお子さんの育児休業を取得した場合	○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ※ 育児休業取得日の月末（月の初日から取得の場合は前月末）までに、書類の提出が必要です。 ※ 育児休業期間中は、「保育短時間」での認定となります。 ※ 育児休業取得日の翌月（月の初日から取得の場合は当月）からの変更が必要です。 ○「育児休業期間証明書」（北区様式）または「就労証明書」（北区様式） ※「就労証明書」は育児休業期間が記載されたものをご提出ください。	
在園する児童の傷病や帰郷出産で保育園の利用を停止したい場合	○「保育利用停止申請書」（北区様式）　○「保育料等減額申請書」（北区様式） ※ 利用停止を希望する月の初日までに、書類の提出が必要です。 ○利用停止をする理由がわかるものの写し ※ 児童の傷病の場合、入院計画書または診断書等をご提出ください。 ※ 里帰り出産の場合、母子手帳の表紙と分娩予定日がわかるページの写しをご提出ください。	
・保育園をやめる(家庭保育をする)場合 ・北区外へ転出する場合	○「退所届」（北区様式） ※ 北区外へ転出する場合は、保育園のご利用期間は転出月の月末（転出日が月の初日の場合は前月末）までとなります。 ※ 東京都内への転出で、ご希望する場合、継続通園ができる場合があります（30 ページ参照）。	
離婚した場合	○「変更届」（北区様式） ○ 戸籍謄本または戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載のあるもの）	
再婚した場合	○「変更届」（北区様式）　○「同意書兼重要事項確認書」（北区様式） ○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ○ 戸籍謄本または戸籍届出受理証明（婚姻の記載のあるもの） ※ 家庭の状況によって追加で必要書類を求める場合があります。	
離婚調停を開始した場合	○「変更届」（北区様式） ○家庭裁判所における調停期日通知書や事件係属証明書など	
離婚調停中だったが、調停が終了した場合	調停成立の場合	○「変更届」（北区様式） ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明の写し（離婚・死別等の記載のあるもの）
	調停不成立の場合	○「変更届」（北区様式）○階層を決めるための書類（9 ページを参照） ○「同意書兼重要事項確認書」（北区様式） ※ 調停が不成立となった日の翌月から保護者両名で階層を再算定します。 ※ 階層を決めるための書類はお子さんと別住所にいる親権者が北区外に在住し、北区で住民税の確認ができない場合に提出が必要です。 ※「同意書兼重要事項確認書」は父母両名が署名したものをご提出ください。

在園児特例　～新たにお子さんが生まれ育児休業を取得するとき～

在園期間中に、新たに生まれたお子さんのために育児休業を取得する場合、在園児の保育を必要とする理由がなくなります。しかし、園に慣れた生活を変えて家庭保育になり環境が大きく変わることは、在園児にとって心身の発達上好ましくない等との判断から、特例として在園児を継続して保育します。

最長で育児休業対象のお子さんが満２歳に達する年度末の翌月末まで、在園児は同じ保育園に在園することが可能です。育児休業中は「保育の必要性」の事由が変更となりますので、**育児休業取得日の月末（月の初日から取得の場合は前月末）までに 29 ページ表「新たに生まれたお子さんの育児休業を取得した場合」のとおり必要書類をご提出ください。**また、**育児休業期間中は、「保育短時間」での認定と利用時間になります。**

利用停止の申請

在園児のけがや病気・母親の里帰り出産のため保育園を長期にわたり休む場合、月単位で最大２カ月間の利用停止をする制度があります。利用停止期間中は登園がなくても退所にはなりません。

停止を希望する月の初日までに 29 ページ表「在園する児童の傷病や帰郷出産で保育園の利用を停止したい場合」のとおり申込みが必要です。なお、里帰り出産の場合は、出産予定月を含む最大２カ月間です。出産後に里帰りする場合は里帰り出産に該当しないため、利用停止制度の利用はできません。

退所と北区外への転出

認可保育園は、保護者の就労や病気などでお子さんを家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。利用停止中の場合を除き、月に１日以上の登園をしなかった場合、保育の必要性がない方とみなし、保育園は退所となり、その時点で認定証も無効となります。

家庭での保育が可能となったとき、またはその他の理由でやめるときは「退所届」をご提出ください。

また、北区外へ転出する場合も「退所届」の提出が必要です。東京都外への転出の場合は、継続して北区の保育園に通うことはできず、転出月の月末（転出日が月の初日の場合は前月末）で退所となります。転出先の自治体の認可保育園の利用をご希望の際は、申請方法や必要書類等は直接転出先の自治体にお問い合わせください。受付窓口は、原則、転出先自治体の入園担当です。（12 ページ参照）

継続通園（東京都内への転出）

さくらだこども園・うめのきなかよしこども園を除き、希望すれば継続通園が可能です。**転出月の月末まで（転出日が月の初日の場合は当日まで）に、転出先の自治体で、継続通園するための利用申請と認定申請手続きをしてください。**

ただし、翌年度０～３歳クラスで、父母どちらも北区外在勤の場合、翌年度以降の通園については、年度ごとに再度入園申請が必要です。利用調整（選考）の結果、継続通園できない場合がありますので、転出先の自治体保育園への入園もご検討ください。なお、通園要件を満たす方も翌年度以降の通園を希望する場合には、父母の保育を必要とする理由の証明書類のご提出が必要です。

年度更新(継続通園)の手続き

毎年度１回（おおむね６月頃）、「子どものための教育・保育給付 家庭状況届」と保育を必要とすることを証明する書類等をご提出いただき、継続通園が必要かどうか確認します。

期限までに書類の提出がない場合は保育の必要性の確認ができないため、退所となる場合があります。

４月に新規入園、転園のために前年度の申請日時点で必要書類を提出した方についても、入園後の「保育の必要性」を確認するため、ご提出が必要です。

階層および区立保育園の月ぎめの延長保育料の決定方法

階層は、保護者の住民税の所得割額等の合算額により 32、33 ページ「保育料基準額表」および「延長保育料基準額表」のとおり決定します。

階層の決定にあたっての住民税の所得割額の算定には、調整控除のみ税額控除の適用があり、住宅借入金控除や寄付金控除等については税額控除の適用はありません。保護者の住民税の所得割額については個別回答できませんので、住民税の特別徴収税額の決定通知書または納税通知書等でご確認ください。

北区で税情報の確認ができない方（9 ページ「3.階層を決めるための書類」表②～④に該当する方）は住民税課税（非課税）証明書等の提出が必要です。書類の提出がない場合、または住民税の申告がない場合、**暫定的に最高の階層（階層区分：D26）となります。**税情報の確認ができ次第、さかのぼって階層を決定します。

ひとり親（離婚調停中含む）の場合は、その保護者の分で決定します。ただし、ひとり親で父母が同一の住所のとき、父母合算の住民税の所得割額等で決定します。また、父母ともに住民税が非課税かつ父母の収入が生活保護の基準を下回る場合、同居の親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄姉）の内で最多収入者を家計の主宰者と認定し、その方の課税状況を含め階層を決定します。

階層の決定は年２回行います。その際に保護者両名の住民税額の確認を行います。令和８年９月～令和９年８月分の階層は令和８年度の住民税、令和９年９月～令和 10 年８月分の階層は令和９年度の住民税により決定します。

延長保育料の納付方法

お通いの保育施設の種類によって、納付方法が異なります。

区立保育園

区立保育園の月ぎめ延長保育料およびスポット保育料の納付先は北区です。

◆月ぎめ延長保育料

口座振替が原則です。利用承諾後、金融機関への口座振替の手続きが必要となります。

納期限は毎月末日（土日祝日は翌営業日）です。

◆スポット保育料

利用月の翌月に保育料納入通知書を送付します。納期限を確認のうえ、お支払いください。

私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）

月ぎめ延長保育料およびスポット保育料の納付先はご利用の保育施設です。納付方法は各園へ直接お問い合わせください。

要保護世帯について

世帯の区民税所得割合算額が 77,101 円未満かつ以下のいずれかに当てはまる場合は要保護世帯に該当します。

◆ ひとり親世帯（離婚調停中は除く）
◆ 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
◆ 特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
◆ 国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

要保護世帯は状況に応じて必要な書類が異なります。詳しくは保育課入園相談係にお問い合わせください。
ただし、各世帯の要保護該当可否について、事前回答することはできません。

保育料基準額表

階層区分	階層区分の定義（住民税等の状況）		0～5 歳クラス
A	生活保護世帯		階層・保育必要量にかかわらず０円
B	区民税非課税世帯		
C	区民税均等割のみ世帯		
D1	区市町村民税所得割額	44,600 円未満	
D2		44,600 円～45,600 円未満	
D3		45,600 円～47,400 円未満	
D4		47,400 円～55,800 円未満	
D5		55,800 円～63,600 円未満	
D6		63,600 円～81,600 円未満	
D7		81,600 円～99,600 円未満	
D8		99,600 円～117,600 円未満	
D9		117,600 円～135,600 円未満	
D10		135,600 円～153,600 円未満	
D11		153,600 円～180,600 円未満	
D12		180,600 円～206,700 円未満	
D13		206,700 円～228,300 円未満	
D14		228,300 円～249,900 円未満	
D15		249,900 円～271,500 円未満	
D16		271,500 円～293,100 円未満	
D17		293,100 円～314,200 円未満	
D18		314,200 円～328,600 円未満	
D19		328,600 円～343,000 円未満	
D20		343,000 円～413,200 円未満	
D21		413,200 円～467,200 円未満	
D22		467,200 円～521,200 円未満	
D23		521,200 円～689,600 円未満	
D24		689,600 円～889,600 円未満	
D25		889,600 円～1,289,600 円未満	
D26		1,289,600 円以上	

保育料無償化

北区では、令和７年９月から保育料を無償化しています。

対象

すべてのお子さんが対象です。

無償化の範囲

保育必要量の認定により決定した時間内の月額保育料が全額無償となります。

時間内スポット保育料、時間外スポット保育料、月ぎめ延長保育料は無償化の範囲外となりますので、利用実績に応じた保育料のお支払いが必要です。

必要な手続き

無償化となるための手続きは不要です。

延長保育料基準額表

階層区分	階層区分の定義（住民税等の状況）		区立保育園の月ぎめ延長保育料								
			１時間以内			１時間を超え２時間以内			２時間を超え３時間以内		
			4～5歳クラス	３歳クラス	0～2歳クラス	4～5歳クラス	３歳クラス	0～2歳クラス	4～5歳クラス	３歳クラス	0～2歳クラス
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ世帯		600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D1	区市町村民税所得割額	44,600円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D2		44,600円～45,600円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D3		45,600円～47,400円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D4		47,400円～55,800円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D5		55,800円～63,600円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D6		63,600円～81,600円未満	1,300	1,300	1,500	2,600	2,600	3,000	3,900	3,900	4,500
D7		81,600円～99,600円未満	1,300	1,300	1,900	2,600	2,600	3,800	3,900	3,900	5,700
D8		99,600円～117,600円未満	1,300	1,300	2,100	2,600	2,600	4,200	3,900	3,900	6,300
D9		117,600円～135,600円未満	1,500	1,500	2,300	3,000	3,000	4,600	4,500	4,500	6,900
D10		135,600円～153,600円未満	1,600	1,700	2,500	3,200	3,400	5,000	4,800	5,100	7,500
D11		153,600円～180,600円未満	1,800	1,800	2,700	3,600	3,600	5,400	5,400	5,400	8,100
D12		180,600円～206,700円未満	1,800	1,900	2,900	3,600	3,800	5,800	5,400	5,700	8,700
D13		206,700円～228,300円未満	1,800	2,000	3,100	3,600	4,000	6,200	5,400	6,000	9,300
D14		228,300円～249,900円未満	1,800	2,100	3,200	3,600	4,200	6,400	5,400	6,300	9,600
D15		249,900円～271,500円未満	1,800	2,200	3,400	3,600	4,400	6,800	5,400	6,600	10,200
D16		271,500円～293,100円未満	1,900	2,200	3,500	3,800	4,400	7,000	5,700	6,600	10,500
D17		293,100円～314,200円未満	1,900	2,300	3,700	3,800	4,600	7,400	5,700	6,900	11,100
D18		314,200円～328,600円未満	1,900	2,300	3,800	3,800	4,600	7,600	5,700	6,900	11,400
D19		328,600円～343,000円未満	1,900	2,400	4,000	3,800	4,800	8,000	5,700	7,200	12,000
D20		343,000円～413,200円未満	2,000	2,400	4,300	4,000	4,800	8,600	6,000	7,200	12,900
D21		413,200円～467,200円未満	2,000	2,500	4,800	4,000	5,000	9,600	6,000	7,500	14,400
D22		467,200円～521,200円未満	2,000	2,500	5,300	4,000	5,000	10,600	6,000	7,500	15,900
D23		521,200円～689,600円未満	2,100	2,600	5,700	4,200	5,200	11,400	6,300	7,800	17,100
D24		689,600円～889,600円未満	2,100	2,600	6,200	4,200	5,200	12,400	6,300	7,800	18,600
D25		889,600円～1,289,600円未満	2,200	2,700	6,200	4,400	5,400	12,400	6,600	8,100	18,600
D26		1,289,600円以上	2,200	2,700	6,300	4,400	5,400	12,600	6,600	8,100	18,900

※区立保育園の月ぎめ延長保育料は月額です。原則、日割り計算はしません。

（参考）課税証明書以外での特別区民税・都民税（住民税）の所得割の確認方法

階層は保護者（父母）の「区（市町村）民税」の「所得割額」の合算額で算定します。算定に用いる「区（市町村）民税」の「所得割額」は「税額控除前の所得割額」から調整控除額のみを差し引いたものとなります。

特別区民税・都民税の明細は、以下のとおり確認することができます。

会社員（給与所得者）の方

特別区民税・都民税が特別徴収（毎月の給与から直接、天引きされる徴収方法）されている方は、会社から配付される「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認することができます。

自営業等の方

特別区民税・都民税が普通徴収（区役所へ直接納付する徴収方法）である方は、区役所から送付される「特別区民税・都民税 納税通知書」で確認することができます。

なお、東京都特別区外にお住まいの方は徴収方法に応じて、住民税の特別徴収税額の通知書または納税通知書の「市町村民税」の「所得割額」でご確認いただけます。ただし、階層の決定については、「市町村民税」の税率が「区民税」の税率と異なる場合、課税標準額から「区民税」の税率 6%を乗じた金額で再計算し算定します。

保育料の未納と滞納処分について

保育料は決められた期限までに必ずご納付ください。

保育料の納付が納期限から一定期間経っても確認できない場合は、督促状や催告書等の送付や訪問催告を実施します。**催告に反応がない場合、勤務先への給与照会や預金等の財産に対する差押処分を行うことがあります。**

また、在園しているお子さんの転園申請やきょうだいの新規の利用申請を行う際に、申請日時点で保育料の滞納がある場合は利用調整において不利になります。詳しくは 24 ページ「調整指数」および「同一保育指数の場合の優先項目」をご覧ください。

月ぎめ延長保育料の減額申請

以下の理由により月ぎめ延長保育料の納付が困難な場合は費用の減額制度があります。希望する場合には「保育料等減額申請書」等の提出が必要です。**該当する事情が発生した日の翌日から１カ月以内にご申請ください。それ以降の申請の場合、さかのぼっての適用はできません。**

減額理由により添付書類や減額の適用月が異なります。詳しくは保育課入園相談係にお問い合わせください。

計算の結果、減額とならない場合があります。減額理由が複数ある場合でも、適用はいずれか１つとなります。

	提 出 書 類
生活保護を受けるようになった場合	○生活保護受給証明書
その月の世帯の収入額が 生活保護法による基準に満たない場合	※世帯の状況により添付書類が異なります。 ※詳しくは保育課入園相談係へお問い合わせください。
その年に基準年の所得の１０分の１を超える 災害・盗難等による損失を受けた場合	○損害金額の分かるもの ○保険金等で補てんされる金額がわかるもの
その年に基準年の所得の１００分の５、 または地方税法に定める最高限度額 を超える医療費を払った場合	○基準年の翌年以降に支払った医療費の領収書の写し ○保険金等で補てんされる金額がわかるもの ※対象となる医療費は出産一時金やその他保険金等での補填額を控除した金額です。
基準年の平均収入月額より その世帯の過去３カ月の平均収入月額が １割以上低額と認められる場合	○申込月から過去３カ月の給与明細（と基準年の賞与額がわかるもの）の写し ※生計を同一にする保護者全員分の書類をご提出ください。また、自営主の方は基準年の『青色申告決算書』もしくは『白色申告収支内訳書』の写しもご提出ください。 ※減額の適用月は３カ月間です。また、過去３カ月間に育児休業取得中で収入がなかった場合等は適用の対象となりません。 ※対象となる基準年の平均収入月額と過去３カ月の平均収入月額はそれぞれ賞与額を除いて算出される金額を指します。
主たる働き手が失業した場合	○退職所得の源泉徴収票等の退職したことがわかる書類の写し
同一世帯内に身体障害者手帳１～2 級、 愛の手帳１～3 度、精神障害者保健福祉手帳 １～３級の方がいる場合	○該当する手帳の写し ※手帳の有効期間がある場合は有効期限までの適用となります。
同一世帯内のお子さんが、認証保育所・ 定期利用保育施設または家庭福祉員により 保育されている場合	○「受託証明書」（北区様式） ※利用する施設によって、以下の受託時間を満たすことが適用の条件となります。 ・認証保育所：月 48 時間以上 160 時間未満の利用をしていること。 ・定期利用保育施設および家庭福祉員：月 48 時間以上利用していること。

※基準年の所得とは減額を適用する月ぎめ延長保育料の算定根拠である住民税について、その課税対象となる年の所得を指します。令和 ８ 年９月から令和９年８月の月ぎめ延長保育料は令和８年度の住民税、令和９年９月から令和 10 年８月の月ぎめ延長保育料は令和９年度の住民税を算定根拠とします。

（例）令和９年４月の月ぎめ延長保育料の減額申請　→　令和８年度住民税の課税対象となる令和７年中の所得

幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料について、無償化される場合があります。

認可外保育施設

次ページの北区認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金も対象になる場合がありますので、併せてご確認ください。

【申請手続きについて】

【無償化対象施設一覧】

対　　象

・保育の必要性の認定を受けた３～５歳クラスの全世帯のお子さん

・保育の必要性の認定を受けた０～２歳クラスの住民税非課税世帯のお子さん

無償化の範囲

・３～５歳クラス：月額上限 40,300 円

・０～２歳クラス：月額上限 45,700 円

※お通いの認可外保育施設の保育料が無償化の範囲を超える場合は、超える分の保育料負担が発生します。

※お通いの認可外保育施設の保育料が無償化の範囲内の場合は、実際にかかる保育料まで無償となります。

※通園送迎費、給食費、行事費など保育料以外の実費については、保護者の負担になります。

必要な手続き

必ず利用前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に必要書類を添えて下記までご提出ください（電子申請可）。「子育てのための施設等利用給付認定申請書」や必要書類および申請方法等については、上記コードもしくは区公式サイトをご確認ください。

無償化対象施設

無償化の対象となる施設については、上記コードもしくは区公式サイトをご確認ください。

※企業主導型保育事業所は利用している施設へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

保育課私立保育園係（TEL 03-3908-1333）

その他制度の無償化について

無償化の対象となるお子さんや無償化の範囲は、施設やサービスにより異なりますので、以下コードの区公式サイトをご確認ください。

【区公式サイト（幼児教育・保育の無償化について）】

認可外保育施設

利用を希望される方は、各施設に直接お問い合わせください。
下記の施設含め認可外保育施設の最新情報につきましては、右記コードの東京都福祉局サイト「認可外保育施設について」からご確認いただけます。

1 認証保育所…都の設置基準(保育士資格・施設等)を満たし、都が認証した保育施設です。また、一時預かり保育を実施しています。

園　名	所　在　地	電　話	定員
ぽけっとランド北赤羽	赤羽北２−１−15　トリアード　２階	03-5963-3621	30
メリーポピンズ赤羽ルーム	赤羽３−22−６岩井マンション　１階	03-3902-3932	27
ぽけっとランド王子	王子本町１−１−18	03-5963-6201	30

2 企業主導型保育事業…企業等が従業員のお子さんを保育するために設置・運営し、認可保育園並みの人員配置基準や設備基準を満たした保育事業所です。内閣府の委託団体である児童育成協会から運営費等の助成を受けています。「地域枠」の設定をしている事業所には、両親の就労等一定の条件を満たしていれば、従業員のお子さん以外も入園することができます。

園　名	所　在　地	電　話	定員
りとるうぃず赤羽志茂保育園	志茂２−44−１	03-6903-8806	30
都市型保育園ポポラー東京赤羽園	志茂２−46−５ Cuarto TCC １階	03-5249-6070	33
たいよう保育園	豊島１−32−４ ﾌﾗﾜｰ豊島第２ﾏﾝｼｮﾝ　１階	03-6908-4557	12
めぶきの森保育園	堀船２−７−12 HK ビル１階	03-6908-4393	19
カメリアキッズ田端園	田端新町３−36−10 トミヤハイム　１階	03-6240-8755	19

北区認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金

本制度を活用される場合は、必ず下記コードの区公式サイトから詳細をご確認ください。

補助金額

- ０～２歳児（住民税課税世帯）：月額上限 80,000 円
- ０～２歳児（住民税非課税世帯）：月額上限 34,300 円
- ３～５歳児：月額上限 36,700 円

補助対象者

- 保護者全員の保育の必要性が確認できること
- ４月１日現在の年齢が６歳になっていないこと（５歳児以下であること）
- 児童と保護者が北区内に在住し、同じ世帯であること
- 120 時間以上の月極利用契約をしていること
- 認可保育所等と二重に在籍していないこと
- 補助対象月の保育料を納入していること

前ページの無償化制度も対象になる場合がありますので、併せてご確認ください。

対象施設　※ 区外施設も対象になります（家庭福祉員を除く）

- 認証保育所
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）

お問い合わせ先

保育課私立保育園係（TEL 03-3908-1333）

【区公式サイト】

その他の制度

下記事業のうち、★の事業について、3～5歳クラスのお子さんと住民税非課税世帯の0～2歳クラスのお子さんは、利用料が「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。すでに認可保育園等に通われているお子さんは、対象となりません。

「幼児教育・保育の無償化」を受ける場合は、必ず利用前に各申込み先へ必要書類を提出し「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。利用する施設や事業、お子さんの年齢、世帯の収入等に応じて内容が異なる「幼児教育・保育の無償化」は月額で上限があり、その範囲内で利用料が無償となります。また、「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合でも、一旦、利用料をお支払いいただき、別途、還付の手続きが必要です。詳しくは、35 ページの「その他制度の無償化について」から、区公式サイトをご確認ください。

各制度については、以下をご確認いただき、ご利用される制度の各担当までお問い合わせください。

1　緊急保育（★）・・・　公設公営の区立保育園で実施

緊急に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所を有し、各実施保育園の入園可能な月齢（15 ページの「入園年齢」参照）から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんを、1 カ月以内で保育が必要な期間お預かりします。定員に空きが無い場合はお預かりができません。利用できる理由は次のとおりです。

（1）保護者が死亡または行方不明で不在のとき
（2）保護者が疾病または出産で入院するとき（出産の場合は入院期間中のみ）
（3）保護者が緊急に治療の必要な疾病で通院するとき（自宅療養は利用できません）
（4）保護者が親族等の看護にあたるとき（家族の入院など）
（5）保護者が災害復旧活動に従事するとき
（6）保護者が北区内に住む親元で出産するとき（区外の方も利用可、入院期間中のみ）

【保 育 時 間 】月曜日～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時［祝日(振替休日含む)・年末年始は除く］
※8 カ月未満のお子さんは、月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
【お申し込み】各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。
受付時間：月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時

2　一時預かり保育（★）・・・　公設民営の区立保育園、私立保育園、一部の小規模保育事業で実施

家庭で育児をしている保護者の冠婚葬祭・休養等により、一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所を有し、8 カ月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。

※各実施保育園で入園可能な年齢の範囲でお子さんをお預かりします。
※一時預かりの受け入れが可能な年齢は、入園が可能な年齢とは異なる場合があります。
※詳しくは右記コードから「一時預かり保育実施園一覧」をご確認ください。

【保 育 時 間 】＜公設民営の区立保育園、私立保育園(キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間保育園は除く)、一部の小規模保育事業＞
・月曜日～土曜日の午前 8 時～午後 6 時の間の保育が必要な時間
・祝日(振替休日含む)・年末年始・園の行事日は除く。
＜キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間保育園＞
・毎日　午前 8 時～午後 9 時 45 分の間の保育が必要な時間
【お申し込み】各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。（ただし、初回の利用については要面接）

3　休日保育（★）・・・東十条・西ケ原東・赤羽台・キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間・つちっこ保育園で実施

保護者の就労により、休日(年末年始は除く)に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内の給付対象施設（認可保育園・認定こども園の保育部分）に在籍している、または北区内に住所を有する8カ月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。

【保 育 時 間】＜東十条・西ケ原東・赤羽台・キッズタウンうきま・つちっこ保育園＞
・日曜・祝日(振替休日含む)の午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分の間の保育が必要な時間
＜キッズタウンうきま夜間保育園＞
・日曜・祝日(振替休日含む)の午前 11 時～午後 10 時の間の保育が必要な時間
【お申し込み】各実施保育園に直接お申し込みください。（初回の利用については面接が必要になります。）

4　病児・病後児保育（施設型）（★）

保護者が仕事などで休むことができない場合に、病気の回復期にあるお子さんや、当面症状の急変が認められないお子さんを保護者に代わってお預かりする制度です。

【実　施　施　設】右記コードの区公式サイトにてご確認ください。

【区公式サイト】

【対　象　児　童】＜区内施設＞

北区内の認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園および認定こども園等に在籍する満１歳から就学前までのお子さん、または、北区内に住所を有し他区市の保育園および幼稚園等に在籍する満１歳から就学前までのお子さん

＜都立駒込病院＞

北区内に住所を有する生後４カ月から小学校３年生までのお子さん

【事　前　登　録】事前に病児保育ネット予約サービス「テオテ」での登録が必要です。

【利　用　方　法】病児保育ネット予約サービス「テオテ」から予約を行ってください。

【お問い合わせ】＜利用に関する問い合わせ＞

各実施施設

＜事業全般＞

保育課私立保育園係 TEL 03-3908-1333

【テオテ】

5　年末特別保育

保護者の就労により、年末に保育を必要とするお子さんを一部の保育園でお預かりする制度です。

北区内の給付対象施設に在籍している、または北区内に住所を有する、健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。保育実施日・保育時間・対象のお子さんは各実施保育園で異なります。

【お問い合わせ】保育課保育運営係　TEL 03-3908-9127

6　ファミリー・サポート・センター事業（★）

ファミリー会員（育児の支援を受けたい方）とサポート会員（育児の支援をする方）がお互いに会員となり、地域の中で支えあいながら子育てをする会員制の活動です。令和７年４月より、ひとり親家庭やダブルケア世帯（育児と介護を同時に行っている世帯）等を対象にファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成しています。詳しくは区公式サイトをご確認ください。なお、幼児教育・保育の無償化の支給が決定した費用は助成対象になりませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】子ども家庭支援センター「ファミリー・サポート・センター担当」

TEL 03-3912-1909

【区公式サイト】

7　乳幼児ショートステイ事業（★）

区内に住んでいる生後 43 日から２歳未満のお子さんを対象に、保護者が出産、出張や育児疲れ等で、一時的にお子さんを養育することができない時に、有料で（減免制度あり）お子さんを乳児院「聖オディリアホーム乳児院」（中野区上鷺宮 5－28－28）で日帰りや泊りがけで一時お預かりします。

【お問い合わせ】子ども家庭支援センター「利用者支援事業相談員」　TEL 03-6903-0511

8　子どもショートステイ（★）

区内に住んでいる２歳から１８歳に到達した日以後最初の３月３１日までのお子さんを対象に、保護者が出産、出張や育児疲れ等で、一時的にお子さんを養育することができない時に、有料で（減免制度あり）お子さんを児童養護施設「星美ホーム」（赤羽台４－２－14）で日帰りや泊りがけで一時お預かりします。

【お問い合わせ】子ども家庭支援センター「利用者支援事業相談員」　TEL 03-6903-0511

9　協力家庭ショートステイ（★）

区内に住んでいる２歳から１８歳に到達した日以後最初の３月３１日までのお子さんを対象に、保護者が出産、出張や育児疲れ等で、一時的にお子さんを養育することができない時に、有料で（減免制度あり）お子さんを協力家庭で日帰りや泊りがけで一時お預かりします。

【お問い合わせ】子ども家庭支援センター「協力家庭ショートステイ担当」　TEL 03-3914-9565

10　私立幼稚園の預かり保育（★）

私立幼稚園は、４月１日時点の年齢で３歳から小学校就学前までのお子さんが入園できます。（一部満３歳の誕生日の前日から、翌年４月を待たずに入園できる私立幼稚園もあります。）また、教育時間は概ね９時から１４時までの４時間程度ですが、その前後でも自園児を受け入れる「預かり保育」を実施している幼稚園もあります。詳しくは、各私立幼稚園にお問い合わせください。

【お問い合わせ】子ども未来課子ども施設係　TEL 03-3908-8143

11　ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）（★）

お子さんが認可保育園へ入所するまでの間、東京都が認定したベビーシッター事業者を利用する際にかかる利用者の負担を軽減する事業です。

【対　象　者】０歳から５歳クラスの保護者のうち、次のいずれかに該当する方

（１）　「保育の必要性」の認定を受け認可保育園に利用申請をした結果、入所保留となり、お子さんが待機児童となっている保護者

（２）　認可保育園の０歳クラスに入所申込みをせず、１年間の育児休業を満了した後に、お子さんの１歳の誕生日から復職する保護者

※（１）（２）の方ともに産休・育休中の方は対象外です。有効期間内の「支給認定証」を有する必要があります。

※（１）の方は、最新月に区の入所内定を辞退している場合は対象外となります。また、認可保育園の利用申請を継続する必要があります。

※（２）の方は、復職日の翌年度４月入所の認可保育園の利用申請をすることが要件となります。

【お問い合わせ】保育課私立保育園係　TEL 03-3908-1333

12　ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助する事業です。

【対象者】北区内に住所を有する０歳から５歳クラスの保護者（障害児の場合は満 12 歳に達する年度の末日まで）

【補助上限額】午前７時から午後 10 時まで：１時間当たり 2,500 円
午後 10 時から午前７時まで：１時間当たり 3,500 円

【利 用 上 限】お子さん一人当たり年 144 時間まで（多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童の場合は、お子さん一人当たり年 288 時間まで）

【お問い合わせ】保育課私立保育園係　TEL 03-3908-1333

よくあるお問い合わせ

Q．認可保育園と認可外保育施設はどう違うのですか？事前に見学することはできますか？

A．認可保育園は、国の基準を満たした保育園です。また事前見学は可能です。

認可外保育施設は認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）・認定こども園（保育部分））以外の、保育を行うことを目的とする施設です。認証保育所、家庭福祉員、ベビーホテルなどがこれにあたります。

各施設の見学は可能です。事前に各施設に直接お問い合わせください。

Q．転職し、就労時間が延びフルタイムの勤務となりました。現在、保育短時間の認定を受けています。認定申請書を提出する必要がありますか？

A．必要です。

「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」、転職先の「就労証明書」を併せてご提出ください。保育の必要量の区分（保育標準時間／保育短時間）の変更は、申請月の翌月からの適用となります。さかのぼっての変更はできませんので、変更を希望する月の前月末までにご提出ください。認定が変わる場合は、新たに「支給認定証」を送付します。

Q．認可保育園の保育料は、私立と区立で異なりますか？

A．認可保育園の保育料（延長保育料を除く）は、令和７年９月から私立・区立ともに無料です。

ただし、私立保育園では実費（園服や園帽、かばん代、教材費等）がかかる場合があります。また、延長保育料やスポット保育料は、私立保育園は各園で決めているため、区立保育園とは料金が異なる場合があります。

Q．地域型保育事業や認定こども園（保育部分）の保育料は、他の認可保育園の保育料と異なりますか？

A．保育料（延長保育料を除く）は、他の認可保育園と同様に令和７年９月から無料です。

ただし、別に実費の徴収をする場合があります。詳しくは各保育園へお問い合わせください。また、延長保育料やスポット保育料は、各保育園で決めているため、区立保育園とは料金が異なる場合があります。

Q．保育園に通うにあたって、何か必要になるものはありますか？

A．保育園生活のなかで必要になる物品は、各ご家庭でご用意いただく必要があります。

通園バッグ・手ふきタオル・バスタオル・エプロン・コップ・上履き・おむつ・プール用の水着・敷布団カバー・敷布団カバーを入れる袋等が必要な物品として挙げられます。詳しくは各保育園にお問い合わせください。

Q．食物アレルギーがありますが、保育園の給食で対応はしてもらえるのでしょうか？

A．医師の診断・作成による「生活管理指導表（食物アレルギー）」に基づいて、除去食での対応をします。

内定後の面接の際に、保育園に必ずお申し出ください。小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所は、小規模な施設のため、保育所と同様の対応ができない場合があります。事前に各保育園にご確認ください。

Q．子に障害や発達上の課題等がありますが、保育園の入園はできますか？

A．各保育園の設備等によって、入園ができない場合や保育時間の制限等が必要となる場合があります。

Q．空き人数がゼロになっている保育園に申し込むことはできますか？

A．空き人数がゼロでも申込可能です。

公表されている空き状況の基準日から申請締切日までに退所届が提出された場合や、利用調整において転園者が出た場合は、定員に空きが生じるため、内定が出る可能性があります。

保育園に関する手続きはオンラインサービスをご利用ください

多忙な子育て世帯の保育園に関する手続きの負担を減らすため、各種オンラインサービスを実施しています。

例年 10 月～12 月中旬頃までは、窓口が大変混雑します。オンラインサービスをぜひご活用ください。また、入園時期が令和９年５月以降の相談は、この期間を避けていただきますようご協力お願いします。

スマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド　きたハピモバイル」

App store　Google Play

北区の子育てアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」に保育園機能が追加されました。保育園選びや手続きをサポートする機能が盛りだくさんです。ぜひご活用ください。

右記コードからアプリをダウンロードください。

保育園機能のほか、予防接種スケジュール、休日医療機関検索など、子育てに便利な機能が満載です。

【主な機能】

○施設検索

北区の保育園・幼稚園・認可外保育施設を検索し、施設の基本情報や写真などを確認することができます。

○施設 MAP

Google マップと連携して自宅から保育園までの経路等を検索できます。

○必要な書類を調べる

世帯状況を入力すると、状況に応じた必要書類が表示されます。必要書類は PDF 形式・Excel 形式でダウンロードでき、お子さんごとに保存することで次回以降の世帯状況の入力を省略することができます。

○電子申請

認可保育園の利用申請や希望園変更等をパソコン・スマートフォンからオンラインで手続きすることができます。詳しくは 11 ページ「保育園に関する手続きの電子申請」をご覧ください。

○利用調整結果の確認

アプリ上でお子さんの利用調整結果を確認することができます。
詳しくは 11 ページ「利用調整結果照会サービス」をご覧ください。

動画でわかる！　北区の保育園　～はじめての入園準備～

「保育園のことを知りたい」「何から始めてよいかわからない」等、はじめての入園準備にあたって、北区の保育園制度や申請方法などを解説したアニメーション動画です。

動画は、相談の際に職員が案内する内容をまとめており、ご視聴いただくことで窓口相談と同じ情報を集めることが可能です。北区の保育園選びや手続きを把握いただく第一歩としてご視聴ください。

区公式サイトから「保育園 動画」で検索いただき、YouTube 東京都北区公式チャンネルからご視聴ください。右記コードからもアクセス可能です。

【動画の内容】

第１章 北区の保育園 保育園の探し方 「保育の必要性」の認定

第２章 申請方法

第３章 利用調整

第４章 保育料

保育利用案内
令和８年１０月発行

刊行物登録番号
８－１－０２０

発行　東京都北区子ども未来部保育課
東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
電話　03-3908-9129（直通）